第３次にいざ男女共同参画プラン

事業進捗状況報告書
【平成３０年度】

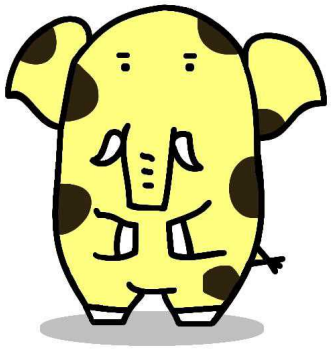

新座市

目　次

1　計画の概要と体系…… 1

2　男女共同参画事業の取組状況…… 11

3　計画の進捗状況…… 15

基本課題1　あらゆる分野で男女共同参画を進める意識づくり…… 16
基本課題2　それぞれの性の尊重と配偶者等からの暴力の根絶…… 30
基本課題3　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進…… 36
基本課題4　女性の職業生活における活躍の推進
（女性の職業生活における活躍についての推進計画）…… 48
基本課題5　男女共同参画のための生活環境づくり…… 54
基本課題6　男女共同参画の視点による災害に強いまちづくり…… 56

4　参考資料…… 59

計画の概要と体系

― 第3次にいざ男女共同参画プランの概要 ―

計画の趣旨

男女共同参画社会とは、女性も男性も性別や年齢に捕らわれず、互いにその人権を尊重し合い、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できる社会です。新座市では、男女共同参画社会の実現に向けて、これまでに各種の施策を積極的に推進してきましたが、固定的な性別役割分担意識は依然として根強く残っています。

「第３次にいざ男女共同参画プラン」は、新座市における男女共同参画施策を総合的に推進するための第５次に当たる基本計画です。このプランは、これまでの施策の成果や社会情勢の変化、働く場面において女性の力がいまだ潜在化していることなどを踏まえ、「女性の職業生活における活躍についての推進計画」を包括した計画として策定しました。

計画の内容

この計画は、６つの基本課題と１５の方針、３９の施策、８５の事業から成り立っています。

基本課題 1	あらゆる分野で男女共同参画を進める意識づくり
方　針	１　男女共同参画・人権尊重意識の啓発 ２　男女平等教育・学習の推進 ３　情報化社会における人権意識の啓発 ４　政策方針決定の場への女性の参画推進 ５　男女共同参画推進に対する市民の関心の向上 ６　男女共同参画推進プラザ機能の充実

基本課題 2	それぞれの性の尊重と配偶者等からの暴力の根絶
方　針	１　それぞれの性を尊重する意識の高揚と健康支援 ２　配偶者等からの暴力（ＤＶ）の根絶

基本課題 3	ワーク･ライフ･バランス（仕事と生活の調和）の推進
方　針	１　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識づくり ２　男性の家事・育児・介護等への参加促進 ３　多様な生活スタイルに対応した子育て・介護支援の充実

基本課題 4	女性の職業生活における活躍の推進 ★女性の職業生活における活躍についての推進計画★
方　針	１　女性の経済的自立に向けた取組 ２　職場における男女の均等待遇の整備

基本課題 5	男女共同参画のための生活環境づくり
方　針	１　地域・社会活動への参画促進

基本課題 6	男女共同参画の視点による災害に強いまちづくり
方　針	１　男女共同参画の視点を取り入れた防災対策

計画の体系

基本課題１　あらゆる分野で男女共同参画を進める意識づくり

方　針	施　策
1　男女共同参画・人権尊重意識の啓発	1　人権尊重意識の啓発
	2　男女の固定的役割分担意識の解消
	3　多様な性・多様な生き方への理解の促進
	4　各種団体・事業所との連携
	5　情報機能の整備・充実
	6　相談体制の充実
2　男女平等教育・学習の推進	1　幼児教育・学校教育における推進
	2　家庭教育における推進
	3　生涯学習における推進
3　情報化社会における人権意識の啓発	1　メディア・リテラシー（情報を読み解き、活用する能力）の向上
4　政策方針決定の場への女性の参画推進	1　審議会等への女性の登用促進
	2　市議会等への参画意識の高揚
5　男女共同参画推進に対する市民の関心の向上	1　男女共同参画行政の推進
6　男女共同参画推進プラザの機能の充実	1　男女共同参画推進プラザの機能の充実

事　業		ページ数	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1	研修会・講演会等の開催	16	○	○	○		
2	広報紙やホームページ、フェイスブック等の活用	16	○	○	○		
3	啓発資料の作成、提供	16	○	○	○		
4	市職員・教職員に対する啓発	16	○	○	○		
5	研修会・講演会等の開催	18	○	○	○		
6	広報紙やホームページ、フェイスブック等の活用	18	○	○	○		
7	男女共同参画情報紙「Ｆｏｒ　Ｙｏｕ」の発行	18	○	○	○		
8	民生・児童委員や地域団体等への啓発	18	―	○	○		
9	市職員・教職員に対する啓発	18	○	○	○		
10	申請書、証明書等の公文書における性別記載欄の見直し	20	○	○	○		
11	研修会・講演会等の開催	20	―	―	○		
12	市職員・教職員に対する啓発	20	○	○	○		
13	男女共同参画に関する市民団体等の活動の支援	20	○	○	○		
14	市内事業所等との連携	20	○	○	○		
15	男女共同参画に関する情報の収集と提供	22	○	○	○		
16	女性困りごと相談室の充実	22	○	○	○		
17	各種相談体制の充実	22	○	○	○		
18	男女平等教育の推進	22	○	○	○		
19	男女混合名簿の活用	22	○	○	○		
20	男女共修の充実	22	○	○	○		
21	性別に捕らわれない生徒指導・進路指導の推進	22	○	○	○		
22	教職員・保育士を対象とした研修の充実	24	○	○	○		
23	男女平等に基づいた教材の作成	24	○	○	○		
24	家庭教育に関する学習機会や情報の提供	24	○	○	○		
25	生涯にわたる学習機会の充実	24	○	○	○		
26	メディア・リテラシー（情報を読み解き、活用する能力）向上のための取組	26	○	○	○		
27	男女共同参画の視点による市の広報、刊行物等の表現への配慮	26	○	○	○		
28	委員数の男女均等の促進	26	○	○	○		
29	研修会・講演会等の開催	26	○	―	―		
30	新座市男女共同参画推進条例の周知	28	○	○	○		
31	男女平等の視点に立ったまちづくりの推進	28	○	○	○		
32	男女共同参画推進プラザ事業の充実	28	○	○	○		

基本課題２　それぞれの性の尊重と配偶者等からの暴力の根絶

方　針	施　策
1　それぞれの性を尊重する意識の高揚と健康支援	1　リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての意識啓発
	2　妊娠・出産に対する支援の充実
	3　生涯にわたる健康支援
	4　性と健康をおびやかす問題への対策
2　配偶者等からの暴力（ＤＶ）の根絶	1　配偶者等からの暴力の防止対策と被害者の支援

基本課題３　　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

方　針	施　策
1　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識づくり	1　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発と情報提供
	2　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進に向けた事業所への働き掛け
	3　男女ともに働きやすい環境づくりの支援
2　男性の家事・育児・介護等への参加促進	1　男性の家事・育児・介護への参加促進
3　多様な生活スタイルに対応した子育て・介護支援の充実	1　地域における様々な子育て支援サービスの充実と仕事と子育ての両立の支援
	2　ひとり親家庭等への就労支援
	3　介護・障がい者サービスの整備・充実
	4　労働時間の短縮等就業条件の整備

事　業	ページ数	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
33　研修会・講演会等の開催	30	○	○	○		
34　性に関する教育の推進	30	○	○	○		
35　子育て支援ホームヘルパー派遣事業の推進	30	○	○	○		
36　低所得世帯への助産施設入所措置事業の活用	30	○	○	○		
37　妊婦健康診査の充実	30	○	○	○		
38　ライフ・ステージに応じた健康づくりへの支援	32	○	○	○		
39　相談・情報提供体制の充実	32	○	○	○		
40　HIV/エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及・啓発	32	○	○	○		
41　研修会・講演会等の開催	34	○	○	○		
42　ＤＶの防止対策と被害者の支援	34	○	○	○		
43　加害者教育プログラムに関する情報提供	34	○	○	○		

事　業	ページ数	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
44　研修会・講演会等の開催	36	―	―	○		
45　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する意識啓発	36	○	○	○		
46　男女共同参画推進に関するアンケート調査の実施	36	○	○	○		
47　総合評価方式入札における男女共同参画評価項目の活用	36	○	○	○		
48　男女問わず家事・育児・介護等へ参画するための啓発	38	○	○	○		
49　就労や起業に関する支援	38	○	○	○		
50　研修会・講演会等の開催	40	○	○	○		
51　子育て支援に関する情報提供の充実	40	○	○	○		
52　パパママ学級の開催	40	○	○	○		
53　保育・子育て支援サービスの充実	40	○	○	○		
54　相談体制の充実	42	○	○	○		
55　障がいのある子どもへの充実	42	○	○	○		
56　育児中の親の再就職支援	44	○	○	○		
57　相談・情報提供体制の充実	44	○	○	○		
58　介護保険事業の周知・啓発	44	○	○	○		
59　相談・情報提供体制の充実	44	○	○	○		
60　在宅福祉サービスの充実	46	○	○	○		
61　「労働基準法」、「男女雇用機会均等法」等の労働関連法令の周知	46	○	○	○		
62　労働時間の短縮	46	○	○	○		
63　病気休暇の保障の推進	46	○	○	○		

基本課題４　　女性の職業生活における活躍の推進

（女性の職業生活における活躍についての推進計画）

方　針	施　策
1　女性の経済的自立に向けた取組	1　女性の就労支援
	2　女性のチャレンジ支援策の推進
	3　パートタイム労働者・派遣労働者等の非正規労働者等の労働条件の向上
	4　自営業、農業等における男女共同参画の推進
2　職場における男女の均等待遇の整備	1　ポジティブ・アクション（積極的に格差を是正する措置）の推進
	2　男女共同参画を阻害するハラスメント防止の徹底
	3　労働相談体制の充実

基本課題５　　男女共同参画のための生活環境づくり

方　針	施　策
1　地域・社会活動への参画促進	1　高齢者、障がい者の社会参加の促進
	2　多言語に対応した生活環境の整備
	3　ボランティア等自主的活動への支援

基本課題６　　男女共同参画の視点による災害に強いまちづくり

方　針	施　策
1　男女共同参画の視点を取り入れた防災対策	1　防災対策における女性の参画拡大
	2　男女共同参画の視点を取り入れた地域防災活動の推進

事　業	ページ数	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
64　研修会・講演会等の開催	48	○	○	○		
65　資格・技能情報の提供	48	○	○	○		
66　研修会・講演会等の開催	48	○	○	○		
67　男女賃金格差等の解消に向けての啓発	48	○	○	○		
68　相談・情報提供体制の充実	48	○	○	○		
69　「パートタイム労働法」及び「労働者派遣法」の周知	50	○	○	○		
70　男性中心型労働慣行の見直しのための啓発	50	○	○	○		
71　自営業、農業等における男女共同参画経営に関する啓発	50	○	○	○		
72　方針決定の場への女性の参画促進	50	○	○	○		
73　市の女性職員の管理職への登用	50	○	○	○		
74　管理職を目指す市の女性職員に対する指導及び相談体制の充実	50	―	○	○		
75　男女共同参画を阻害するハラスメント防止のための啓発推進	52	○	○	○		
76　相談・情報提供体制の充実	52	○	○	○		

事　業	ページ数	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
77　研修会・講演会等の開催	54	○	○	○		
78　雇用・就労の推進	54	○	○	○		
79　研修会・講演会等の開催	54	○	○	○		
80　外国語による情報提供等の行政サービスの充実	54	○	○	○		
81　女性団体等のネットワークづくり	54	○	○	○		
82　男女共同参画に関する自主的活動への支援	54	○	○	○		

事　業	ページ数	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
83　防災対策における女性の参画拡大の促進	56	○	○	○		
84　自主防災組織等における女性の参画の促進	56	○	○	○		
85　女性の視点を取り入れた防災対策の推進	56	○	○	○		

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施事業（合計）	81	82	84	0	0
未実施事業（合計）	4	3	1	0	0

（単位：件）

男女共同参画事業の取組状況

― 平成30年度の取組について ―

第３次にいざ男女共同参画プランでは６つの基本課題のもとに１５の方針を掲げています。

この方針に基づき、各施策・事業を実施している課は２１、総事業数は８５です。延べ事業数は１５１となっています。（下表参照）

平成３０年度の取組状況を総括すると、所管課評価は、ＡからＥまでの５段階のうちＢ以上が１３５事業です。工夫点は、アからオまでの５選択肢のうち「ア　男女の固定的な役割分担等にとらわれない事業内容となるよう配慮した」が一番多く、６６事業となっています。

今後の進め方については、「ア　さらに推進し、充実を図る」「イ　現状維持で継続」が１２０事業、「ウ　内容・規模・手法等を見直して推進する」が２３事業です。

◆（表１）平成３０年度の事業取組状況

総事業数	実施事業数	未実施事業数	担当課数
85	84	1	21

◆（表２）平成３０年度の延べ事業数

総事業数	実施事業数	未実施事業数
151	138	13

※１つの事業について、複数の課が事業を実施している場合を延べ事業数とする。
（例）基本課題１-方針１-施策３-事業名「啓発資料の作成、提供」-【担当課】人権推進課、生涯学習スポーツ課の両担当課がそれぞれ事業を実施しており、事業数は１、延べ事業数は２となる。

上段：事業
下段：％

◆（表３）平成３０年度の評価別取組状況

点検・評価						
所管課評　価	A 事業を実施し、十分に効果が得られた	B 事業を実施し、概ね効果が得られた	C 事業を実施したが、改善が必要である	D 事業が実施できなかったが、次年度以降の実施に向けて取り組んでいる	E その他	計
	11	124	3	5	8	151
	7.3	82.1	2.0	3.3	5.3	100.0
工夫点 （複数回答）	ア 男女の固定的な役割分担等にとらわれない事業内容となるよう配慮した	イ 働く女性、男性も参加しやすいように曜日や時間設定等に配慮した	ウ 子育てや介護中の人に配慮した（託児・親子参加・配食・ボランティア養成等）	エ 女性が事業や運営に参加しやすいように配慮や工夫をした（女性講座開催等）	オ その他	計
	66	34	24	21	61	206
今後の進め方	5 さらに推進し、充実を図る	4 現状維持で継続	3 内容・規模・手法等を見直して推進する	2 休止・廃止	1 その他	計
	15	105	23	3	5	151
	9.9	69.6	15.2	2.0	3.3	100.0

※事業数の合計については、（表２）平成３０年度の延べ事業数を参照。
※所管課評価の「Ｅその他」には、事業が未実施で次年度以降の実施に向けて特に取組を実施していないものを含む。

計画の進捗状況

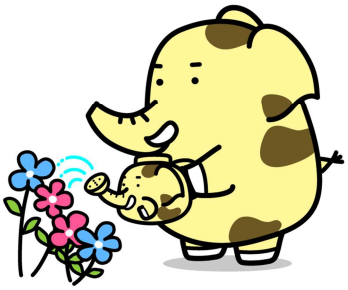

基本課題１　あらゆる分野で男女共同参画を進める意識づくり

方針１　男女共同参画・人権尊重意識の啓発

施策１　人権尊重意識の啓発

事業No.	事業名	事業内容	平成30年度の具体的な取組	所管課評価
1	研修会・講演会等の開催	人権に関する研修会・講演会等を開催し、市民の理解を深め、差別は不当なものという人権尊重意識を持てる人づくりに努める。	人権・同和問題への理解と認識を深めるため啓発資料を配付するとともに、啓発活動及び研修会を実施した。 【各町内会長に対する啓発活動】 平成30年5月12日　参加者：61名	B
			【人権問題講演会を開催】 開催日　平成３０年12月１日（土） 場所　ふるさと新座館ホール 参加人数　１９０名 講師　菊地幸夫　氏（弁護士） 【人権教育指導者養成講座における公開講座】 開催日　平成３１年２月１３日（水） 場所　新座市役所 参加人数　６８名 講師　田口亜希　氏	B
			男女共同参画合同セミナー、人権学習 ・講座数　8講座 ・延べ開催回数　8回 ・延べ参加者数　359人	B
2	広報紙やホームページ、フェイスブック等の活用	市で発行する各種の広報紙やホームページ、フェイスブック等を活用し、人権尊重意識の啓発を図る。	広報・ホームページに啓発記事（8月「人権尊重社会をめざす県民運動強調月間」・12月「人権尊重社会をめざす県民運動強調週間」の特集記事等）を掲載した。	B
			人権問題講演会及び人権指導者養成講座の公開講座の広報を掲載することで、人権尊重意識の啓発も合わせて図った。	B
3	啓発資料の作成、提供	人権尊重意識向上のための啓発リーフレットや啓発冊子を作成し、多くの機会を捉えて広く市民に提供する。	人権・同和問題に関する啓発冊子「人権ア・ラ・カルト」及び人権標語入りクリアフォルダーを作成し、啓発活動や各種研修会等で配布した。	B
			人権・同和問題に関する啓発冊子「人権ア・ラ・カルト」、人権標語入りクリアフォルダー及び人権作文集「ふれあい」を作成し、啓発活動や各種研修会等で配布した。	B
4	市職員・教職員に対する啓発	人権問題について理解を深めるため、市職員・教職員を対象とした研修会等を行い、啓発を図る。	初任者研修（前期・後期）において、人権問題に関する研修を実施した。また、人権フェスティバル及び埼玉人権フォーラムに職員を派遣した。	A
			4月及び１０月に新入職員に対する人権研修を行った。 ２月に市職員を対象とした人権教育指導者養成講座を実施した。（受講者２５人）	B
			・全小・中学校における学校人権教育研修会の実施 ・学校人権教育主任研修会　年３回	B

※所管課評価、工夫点、今後の進め方については、１３ページ表３を参照

工夫点（複数選択可）					備考	今後の取組		事業費（千円）		担当課
ア	イ	ウ	エ	オ		今後の進め方	今後の方向性	30年度決算額	元年度予算額	
○						4	様々な機会を捉え啓発活動等を実施していく。	0	0	人権推進課
	○	○				4	今後も、本事業による人権尊重意識の啓発を推進する。	359	379	生涯学習スポーツ課
○	○					4	子育て世代といった若い世代を引き込んでいくことを考慮する必要がある。	0	0	中央公民館
○						4	より効果的な内容の記事を掲載する。	0	0	人権推進課
				○	【オ】特になし	4	今後も、イベントの広報に合わせて人権尊重意識の啓発を図る。	0	0	生涯学習スポーツ課
○						4	新たな啓発物品の作成について検討するとともに、今後も様々な機会を捉え啓発資料を配付していく。	322	333	人権推進課
○						4	今後も様々な機会を捉え啓発資料を作成・配付していく。	654	744	生涯学習スポーツ課
○				○	【オ】例年、初任者及び各部局から選ばれた職員を対象に研修を実施し、職員の意識啓発に努めている。	4	市職員の人権・同和問題への理解を深めるため、引き続き研修を実施する。	0	0	人事課
				○	【オ】例年、初任者及び各部局から選ばれた職員を対象に研修を実施し、職員の意識啓発に努めている。	4	今後も、本事業による市職員への人権尊重意識の啓発を推進する。	72	80	生涯学習スポーツ課
○						4	今後も引き続き、人権問題についての理解を深める研修を推進していく。	0	0	教育支援課

方針１　男女共同参画・人権尊重意識の啓発

施策２　男女の固定的役割分担意識の解消

事業No.	事業名	事業内容	平成30年度の具体的な取組	所管課評価
5	研修会・講演会等の開催	男女共同参画について理解を深めるため、研修会・講演会等を開催する。	男女共同参画週間講演会及び男女共同参画週間イベントを開催した。また、男女共同参画関連講座を実施した。	B
			男女共同参画合同セミナー、人権学習 ・講座数　8講座 ・延べ開催回数　8回 ・延べ参加者数　359人	B
6	広報紙やホームページ、フェイスブック等の活用	市で発行する各種の広報紙やホームページ、フェイスブック等を活用し、男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動を推進する。	男女共同参画推進等に関する記事を広報紙や市ホームページ等に掲載した。 【主な記事】 6月　男女共同参画週間 11月　ＤＶ防止啓発記事	B
			男女共同参画情報紙「ＦｏｒＹｏｕ」を広報にいざ等に掲載した	B
7	男女共同参画情報紙「ＦｏｒＹｏｕ」の発行	男女共同参画について理解を深めるため、継続的に諸情報を掲載した情報紙を発行する。	男女共同参画情報紙として若い世代にも読んでもらえるよう、女子大生に編集員として参加いただき、広報にいざの特集記事として掲載した（掲載回数２回） ・第47号　若者が考える　男女共同参画社会　Ｐａｒｔ３ ・第48号　若者が考える　男女共同参画社会　Ｐａｒｔ４	B
8	民生・児童委員や地域団体等への啓発	民生・児童委員や町内会の役員など地域のリーダーが男女共同参画の必要性を理解し、地域活動を推進できるよう意識啓発を図る。	人権・同和問題への理解と認識を深めるため啓発資料を配付するとともに、啓発活動及び研修会を実施した。 【各町内会長に対する啓発活動】 平成30年5月12日　参加者：61名 【民生・児童委員に対する啓発活動】 平成30年4月27日　参加者215名	B
9	市職員・教職員に対する啓発	男女共同参画について理解を深めるため、市職員・教職員を対象として研修会等を行い、啓発を図る。	新規採用職員を対象に、初任者研修（後期）において、男女共同参画に係る研修を実施した。 また、別の日程で、全職員を対象に、研修を実施した。	A
			・全小・中学校における学校人権教育研修会の実施 ・学校人権教育主任研修会　年３回	B

※所管課評価、工夫点、今後の進め方については、１３ページ表３を参照

工夫点（複数選択可）					備考	今後の取組		事業費（千円）		担当課
ア	イ	ウ	エ	オ		今後の進め方	今後の方向性	30年度決算額	元年度予算額	
○	○	○	○			5	男女共生フォーラムを6月の男女共同参画週間に実施し、男女共同参画についての周知を図るとともに社会の動向、市民の関心を考慮して、内容の検討を行い、参加者数の増加に努める。	118	245	男女共同参画推進プラザ
○	○					4	子育て世代といった若い世代を引き込んでいくことを考慮する必要がある。	0	0	中央公民館
○						4	男女共同参画の動向や講座・講演会等の情報をより効果的なタイミングで掲載するよう努める。	0	0	人権推進課
				○	【オ】平成２９年度から若い人たちに男女共同参画社会について考えてもらう機会をつくるため、十文字学園女子大学の学生に編集員を依頼した。	3	より一層の男女共同参画の推進を図るため、内容の充実に努める。	0	0	男女共同参画推進プラザ
				○	【オ】平成２９年度から若い人たちに男女共同参画社会について考えてもらう機会をつくるため、十文字学園女子大学の学生に編集員を依頼した。	3	より一層の男女共同参画の推進を図るため、内容の充実に努める。	0	0	男女共同参画推進プラザ
○						4	様々な機会を捉え啓発活動を実施していく。	0	0	人権推進課
○				○	【オ】例年、初任者及び各部局から選ばれた職員を対象に研修を実施し、職員の意識啓発に努めている。	4	市職員の男女共同参画への理解を深めるため、引き続き研修を実施する。	0	0	人事課
○						4	今後も引き続き、男女共同参画についての理解を深める研修を推進していく。	0	0	教育支援課

方針１　男女共同参画・人権尊重意識の啓発

施策３　多様な性・多様な生き方への理解の促進

事業No.	事業名	事業内容	平成30年度の具体的な取組	所管課評価
10	申請書、証明書等の公文書における性別記載欄の見直し	市が収集し、又は、発行する公文書で性別記載欄がある様式のうち、法律・政令等で定められているものを除き、性別記載欄を削除する。 また、市が行事等で行うアンケートについて、性別回答欄を設けないか、又は、参加者の男女比率を把握したい場合においても、男女の他に「回答しない」旨の欄を設置する。	市が収集し、又は発行する公文書及び市が行事等で実施するアンケートについて、性別記載欄を設けないこととするか、男女比率を把握したい場合は、男女の他に「回答しない」旨の欄を設置するよう周知を図った。 （平成15年4月に88件、平成25年7月に追加で2件、平成29年9月に追加で15件の公文書の性別記載欄を廃止した。）	B
11	研修会・講演会等の開催	性的マイノリティについて理解を深めるため、研修会・講演会等による啓発を図る。	性的マイノリティについて理解を深めるため啓発資料を配付するとともに、研修会を実施した。 【企業人権問題研修会】 平成31年2月4日　参加者：46名 【庁内人権啓発推進員研修会】 平成31年2月4日　参加者：44名	B
12	市職員・教職員に対する啓発	性的マイノリティについて理解を深めるため、市職員・教職員を対象とした研修会等を行い、啓発を図る。	平成３０年度は、性的マイノリティについての理解を深める研修を実施できなかった。	D
			教師向け冊子「こんなときどうする？」の増補版について、新座の教育だよりで周知するとともに、各種研修会で活用し、改めて理解と対応を促した。	B

施策４　各種団体・事業所との連携

13	男女共同参画に関する市民団体等の活動の支援	男女共生フォーラムの開催などを通じて、男女共同参画に関する市民団体等の活動を支援する。	男女共同参画週間イベントを開催した。	B
14	市内事業所等との連携	職場での男女共同参画について理解を深めるため、市内事業所等に向けて啓発や情報提供等を行う。	様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、市内の事業所を対象とした研修会を実施するとともに、啓発資料を配付した。 【企業人権問題研修会】 平成31年2月4日　参加者：46名	B
			男女共同参画週間イベントを開催した。	B
			国・県等関係機関が発行する啓発資料等の配布や市ＨＰを通じた情報発信を実施した。	B

工夫点（複数選択可）					備考	今後の取組		事業費（千円）		担当課
ア	イ	ウ	エ	オ		今後の進め方	今後の方向性	30年度決算額	元年度予算額	
				○	【オ】性的マイノリティの方に配慮した。	4	必要のない性別記載欄が存在していないか、定期的に確認するよう各課に周知していく。	0	0	人権推進課
○				○	【オ】性的マイノリティの方に配慮した。	4	性的マイノリティについての情報を収集し、講座・講演会等の実施を検討する。	68	0	人権推進課
				○	【オ】研修として実施できなかった。	3	性的マイノリティについて理解を深めるため、機会を捉えて研修を実施する。	0	0	人事課
○						4	さまざまな機会を捉え、さらに啓発活動等を実施していく。	0	0	教育相談センター
○	○	○	○			5	男女共生フォーラムを6月の男女共同参画週間に実施し男女共同参画についての周知を図るとともに男女共同参画関連団体の相互連携、情報交換の場として事業を継続していく。	87	137	男女共同参画推進プラザ
○				○	【オ】性的マイノリティの方に配慮した。	4	男女共同参画をはじめとする人権問題に対する正しい理解と認識を深めてもらえるよう内容を検討し、研修会等を実施していく。	34	41	人権推進課
○	○	○	○			5	男女共生フォーラムを6月の男女共同参画週間に実施し男女共同参画についての周知を図るとともに市内事業所との相互連携及び情報交換の場として、事業を継続していく。	87	137	男女共同参画推進プラザ
				○	【オ】迅速な対応を心掛けた。	4	機会を捉え、効果的な啓発に努める。	0	0	経済振興課

方針１　男女共同参画・人権尊重意識の啓発

施策５　情報機能の整備・充実

事業No.	事業名	事業内容	平成30年度の具体的な取組	所管課評価
15	男女共同参画に関する情報の収集と提供	男女共同参画に関する図書や県・他市の情報を収集し、男女共同参画推進プラザの情報コーナーに設置するとともに、市ホームページ等を利用して情報を提供する。	男女共同参画に関する図書、県・他市の情報を収集し、男女共同参画推進プラザの情報コーナーに設置している。	B

施策６　相談体制の充実

16	女性困りごと相談室の充実	男女共同参画の推進を阻害する要因によって、人権を侵害された場合等の相談を受ける女性困りごと相談室の充実を図る。	女性困りごと相談員が市民からの相談に応じた。相談内容に応じて、法律相談や保健センター、警察など適切な相談機関を案内した。 【相談件数】　612件（電話・面談） 【場所・時間】 市役所　毎週月・火・木・金に実施 男女共同参画推進プラザ 第2土曜日　午前10時～午後6時	B
17	各種相談体制の充実	男女共同参画の推進のため、法律相談、女性法律相談、人権相談等の各種相談事業の充実に努める。	各種相談を実施し、以下のとおり実績があった。 ・法律相談（弁護士）640件 ・行政相談（行政相談委員）16件 ・税務相談（税理士）80件 ・登記相談（司法書士・土地家屋調査士）90件 ・年金・社会保険・労働相談（社会保険労務士）25件 ・人権相談（人権擁護委員）9件	B

方針２　男女平等教育・学習の推進

施策１　幼児教育・学校教育における推進

18	男女平等教育の推進	学校教育における男女平等教育を一層充実させる。	各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間において、男女平等意識を育てる教育を推進した。	B
19	男女混合名簿の活用	幼児教育、学校教育において、男女混合名簿の活用を継続する。	保育園の園児の出席簿を男女混合名簿とし、活用している。また、不必要な性別記載は行わない。	B
			各校男女混合名簿を作成している。保健関係等で必要な場合は男女別で作成している。	A
20	男女共修の充実	中学校における技術家庭、保健体育等の男女共修教育の充実に努める。	技術・家庭科は男女共修である。保健体育科で、体力差を考慮する種目の場合には男女別の学習としている。	A
21	性別に捕らわれない生徒指導・進路指導の推進	性別に捕らわれない生徒指導、進路指導、進路選択等の指導や助言を行うよう、進路指導担当者等に対する男女平等の研修の充実を図る。	・生徒指導主任研修会　年3回 ・進路指導主任研修会　年6回 ・保護者対象進路合同説明会　年１回	B

工夫点（複数選択可）					備考	今後の取組		事業費（千円）		担当課
ア	イ	ウ	エ	オ		今後の進め方	今後の方向性	30年度決算額	元年度予算額	
				○	【オ】誰でも閲覧できるようにし、周知を図っている。	4	引き続き男女共同参画に関する図書、県・他市の情報を収集し、男女共同参画推進プラザの情報コーナーに設置していく。	0	0	男女共同参画推進プラザ
○	○					4	今後も引き続き、市民の身近な窓口として、様々な相談を受け付ける。	2,411	2,416	人権推進課
○						4	今後も引き続き、市民の身近な窓口として、様々な相談を受け付ける。	5,063	4,990	人権推進課
○						4	今後も引き続き各教科、道徳（特別の教科　道徳）、特別活動、総合的な学習の時間において、男女平等意識を育てる教育を推進していく。	0	0	教育支援課
○						4	引き続き実施する。	0	0	保育課
○						2	終了	0	0	教育支援課
○						2	終了	0	0	教育支援課
○						4	卒業学年及び上級学年だけによらず、全学年において計画的かつ系統的な進路指導・キャリア教育の推進を図る。	0	0	教育支援課

方針２　男女平等教育・学習の推進

施策１　幼児教育・学校教育における推進

事業No.	事業名	事業内容	平成30年度の具体的な取組	所管課評価
22	教職員・保育士を対象とした研修の充実	男女平等に基づいた教育や保育の推進を図るため、研修体系に男女平等に関する内容を組み込み、意識の高揚を図る。	新規採用職員を対象に、初任者研修（後期）において、男女共同参画研修を実施した。	B
			・全小・中学校における学校人権教育研修会の実施 ・学校人権教育主任研修会　年３回 ・道徳主任研修会　年２回 ・各教科等主任研修会　　年２回	B
23	男女平等に基づいた教材の作成	男女平等の視点に立ち、児童・生徒の発達段階に応じた教材を作成する。	・小学校社会科副読本の見直し、修正 ・中学校地域教材資料集の見直し	B

施策２　家庭教育における推進

24	家庭教育に関する学習機会や情報の提供	男女共同参画に関する家庭教育への支援を推進するために、保護者を対象とした関連講座や情報提供の充実を図る。	子育て支援ネットワーク事業（子育て講座、子育て情報提供事業）を実施した。	B
			家庭教育講演会 ・講座数　3講座 ・延べ開催回数　9回 ・延べ参加者数　177人	B

施策３　生涯学習における推進

25	生涯にわたる学習機会の充実	男女共同参画の視点に立った生涯学習を推進する。	男女共同参画週間講演会及び男女共同参画週間イベントを開催した。また、男女共同参画関連講座を実施した。	B
			市内3大学の協力の下、各大学の持つ人材・施設を活用するとともに、個々の大学の特性をいかし、専門的で質の高い講座を新座市内大学公開講座として開設した。 また、各大学の持つ人材・施設を活用し、市民総合大学を３学部で実施した。	B
			資産形成講座、フレッシュボディ講座、子育て応援講座 ・講座数　３講座 ・延べ開催回数　６回 ・延べ参加者数　９１人	B

※所管課評価、工夫点、今後の進め方については、１３ページ表３を参照

工夫点（複数選択可）					備考	今後の取組		事業費（千円）		担当課
ア	イ	ウ	エ	オ		今後の進め方	今後の方向性	30年度決算額	元年度予算額	
				○	【オ】例年、初任者を対象に研修を実施し、職員の意識啓発に努めている。	4	男女平等に基づいた教育や保育の推進を図るため、引き続き研修を実施する。	0	0	人事課
○						4	今後も男女平等に基づいた教育の推進を図るため、男女平等に関する内容を研修に組み込み、意識の高揚を図る。	90	90	教育支援課
○						4	編集委員会で副読本や資料集の内容を見直し、資料等の修正を行っていく。	3,897	7,414	教育支援課
○				○	【オ】中学生を対象にした事業を実施	4	引き続き実施する。	211	342	こども支援課
		○	○			4	内容を検討しながら、今後も引き続き事業を実施していく。	34	77	中央公民館
○	○	○	○			5	男女共同参画に関する講演会・講座を引き続き実施していく。	118	245	男女共同参画推進プラザ
	○	○				4	今後も、本事業による生涯学習を推進する。	1,949	2,040	生涯学習スポーツ課
	○				土曜日実施	5	引き続きテーマを考えながら実施していく。	100	109	中央公民館

方針３　情報化社会における人権意識の啓発

施策１　メディア・リテラシー（情報を読み解き、活用する能力）の向上

事業No.	事業名	事業内容	平成30年度の具体的な取組	所管課評価
26	メディア・リテラシー（情報を読み解き、活用する能力）向上のための取組	メディアからもたらされる情報を男女共同参画の立場に立って主体的な判断ができるよう、学校、生涯学習の場において、メディア・リテラシー（情報を読み解き、活用する能力）に関する啓発を行う。	メディア・リテラシーに関する図書を閲覧に供した。	B
			スマホ入門、パソコン講座、パソコン・サロン、シニア向け初心者のためのタブレット ・講座数　９講座 ・延べ開催回数　６４回 ・延べ参加者数　５３０人	B
27	男女共同参画の視点による市の広報、刊行物等の表現への配慮	市が発行する広報、刊行物等においては、「男は仕事、女は家事・育児」等の固定的な性別役割分担意識に捕らわれず、女性と男性の多様なイメージを積極的に取り上げる。	・職員初任者研修（後期）において、男女の役割や服装等に配慮した刊行物の作成についての講義を行った。 ・広報紙や市ホームページに掲載する記事の文章及びイラストについて、読む人に固定的な役割分担意識を持たせないような表現となるよう配慮した。	B
			・広報紙内の文章及びイラストについては、固定的な性別役割分業意識を、読む人に持たせないような表現となるよう配慮した。	A

方針４　政策方針決定の場への女性の参画推進

施策１　審議会等への女性の登用促進

28	委員数の男女均等の促進	政策方針決定の場の男女比の不均衡を是正するため、ポジティブ・アクション（積極的に格差を是正する措置）の考え方に基づき、各種審議会等に女性委員を積極的に登用するとともに、女性委員のいない審議会等を解消する。 また、女性委員の構成比率の目標を４０％以上とし、平成３２年度（2020年）までに達成するように努める。	各部長・所属長に対し、審議会等における委員の改選時には、より積極的に女性委員を登用するとともに、内部会議やプロジェクトチーム等の委員についても、女性職員を積極的に登用するよう依頼した。 H29.4.1現在の女性委員の構成比率　31.7% H30.4.1現在の女性委員の構成比率　32.5%	B

施策２　市議会等への参画意識の高揚

29	研修会・講演会等の開催	女性の政治参加を促進するため、研修会・講演会等を開催する。		D
				D

※所管課評価、工夫点、今後の進め方については、１３ページ表３を参照

工夫点（複数選択可）					備考	今後の取組		事業費（千円）		担当課
ア	イ	ウ	エ	オ		今後の進め方	今後の方向性	30年度決算額	元年度予算額	
				○	【オ】特になし	4	今後もメディア・リテラシーに関する図書などの資料の収集・閲覧をしていく。	0	0	男女共同参画推進プラザ
	○					4	今後も引き続き実施していく。	116	125	中央公民館
○						4	今後も引き続き、固定的な役割分担意識に捕らわれず、女性と男性の多様なイメージを積極的に取り上げるよう、各課に周知していく。	0	0	人権推進課
○						5	今後も、固定的な性別役割分業意識にとらわれず、女性と男性の多様なイメージを積極的に取り上げるよう配慮する。	20,856	22,877	シティプロモーション課
○						4	今後も引き続き、女性の登用促進について協力を依頼する。	0	0	人権推進課
						3	埼玉県など関係各課と連携し、講座・講演会等を実施していく。	0	0	男女共同参画推進プラザ
						2	女性の政治参加を促進する情報を収集し、講座の開催について検討していく。	0	0	中央公民館

方針５　男女共同参画推進に対する市民の関心の向上

施策１　男女共同参画行政の推進

事業No.	事業名	事業内容	平成30年度の具体的な取組	所管課評価
30	新座市男女共同参画推進条例の周知	研修会・講演会等の開催やパンフレットの配布等により、新座市男女共同参画推進条例の周知を図る。	男女共同参画週間イベントの際にパンフレット等を配布し、周知・啓発を図った。	B
			掲示コーナーに設置	B
31	男女平等の視点に立ったまちづくりの推進	男女平等の他、福祉、文化、環境、国際、観光の６つの視点に配慮したまちづくりを推進する。	市民の市政への参画及び市民と市との協働を推進するに当たり、男女共同参画へ配慮することをうたった自治憲章条例のリーフレットを公共施設へ設置するとともに、成人式で新成人に配布するなどにより、市民に対する周知を図った。	B

方針６　男女共同参画推進プラザの機能の充実

施策１　男女共同参画推進プラザの機能の充実

32	男女共同参画推進プラザ事業の充実	市民と行政が一体となって男女共同参画推進プラザ事業の充実を図る。	・講座・講演会等の実施に当たっては新座市男女共同参画審議会の意見を参考とした。 ・男女共同参画情報紙「ＦｏｒＹｏｕ」の発行に当たって、十文字学園女子大学の学生に編集協力員をお願いした。 ・男女共同参画週間イベントの開催に当たり、市内で活動する女性団体及び男女共同参画関連団体に参加を呼び掛けたところ、13団体の参加があった。 ・広報にいざに男女共同参画情報紙ＦｏｒＹｏｕを掲載した。	B

工夫点（複数選択可）					備考	今後の取組		事業費（千円）		担当課
ア	イ	ウ	エ	オ		今後の進め方	今後の方向性	30年度決算額	元年度予算額	
				○	【オ】男女共同参画週間などの集客が見込めるイベントに合わせて、パンフレット等を配布し、周知・啓発を行っている。	4	今後もパンフレットの配布等により条例の普及・啓発に努める。	0	0	男女共同参画推進プラザ
				○	【オ】特になし	4	今後も引き続き実施していく。	0	0	中央公民館
				○	【オ】特になし	4	今後も機会を捉え、市民に対して条例の周知を図る。	0	0	政策課
○	○	○	○	○	【オ】男女共同参画週間に合わせ、講演会及びイベントを開催し、男女共同参画社会の実現に向け啓発活動と情報提供を行っている。	5	男女共同参画週間イベントなどの男女共同参画推進プラザの自主事業の実施によりプラザ機能の充実を図る。	6,173	6,320	男女共同参画推進プラザ

基本課題２　それぞれの性の尊重と配偶者等からの暴力の根絶

方針１　それぞれの性を尊重する意識の高揚と健康支援

施策１　リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての意識

事業No.	事業名	事業内容	平成30年度の具体的な取組	所管課評価
33	研修会・講演会等の開催	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての理解を深めるため､研修会・講演会等を開催する。		
			パパママ学級の中で妊娠・出産期の健康について実施した。 パパママ学級 定員40組プレママコース２回　ベビーコース１回　年４コース開催　参加者数　母（実）１３８人（延）２３４人　父（実）１２０人（延）１３９人	B
34	性に関する教育の推進	学校や家庭において性と生殖に関する教育を推進する。	小学校では保健学習及び特別活動において、中学校では保健体育科及び特別活動において、性に関する教育を推進した。	B

施策２　妊娠・出産に対する支援の充実

35	子育て支援ホームヘルパー派遣事業の推進	出産直後の母親のいる家庭で、親族などから家事援助が望めない家庭に対し、ホームヘルパーを派遣し、家事援助をする。	出産直後の母親のいる家庭で、親戚などから家事援助が望めない家庭に対し、ホームヘルパーを派遣し家事援助を行った。 派遣件数＝23件 派遣日数＝248日 派遣時間＝430時間	B
36	低所得世帯への助産施設入所措置事業の活用	経済的理由により入院助産を受けられない妊産婦を対象に実施している助産制度の周知を図る。	助産施設への入所委託措置件数＝5件	B
37	妊婦健康診査の充実	妊婦一般健康診査の普及を図るとともに、契約医療機関の拡大を推進する。 また、妊婦健康診査時のＨＩＶ抗体検査等の助成を行う。	妊婦健康診査（１回～１４回）については、延べ１４，６２１人が受診した。 ＨＩＶ抗体検査１，１１６件実施 契約医療機関は県内１９１件、県外６５７件の計８４８件。契約助産所は２２件。（平成３０年１１月現在）契約医療機関以外で妊婦健康診査を受ける方には「助成金」の制度を案内し、契約医療機関で受診した方と同様に負担の軽減を図った。また、妊娠届出時にリーフレットを配布するとともに、１１月から保健センター・市役所の２ヶ所で母子保健コーディネーターによる直接面接交付にて助成券について説明し、利用拡大を図った。	B

※所管課評価、工夫点、今後の進め方については、１３ページ表３を参照

識啓発										
工夫点（複数選択可）					備考	今後の取組		事業費（千円）		担当課
ア	イ	ウ	エ	オ		今後の進め方	今後の方向性	30年度決算額	元年度予算額	
						1	リプロダクティブ・ヘルス／ライツについての情報収集を行い、講座・講演会等を実施していく。	0	0	男女共同参画推進プラザ
○	○					3	２回のプレママコースをまとめ、一日で実施できるように変更した。ベビーコースは変更せずに引き続き実施。	287	331	保健センター
						3	思春期の子供の保護者は、勤労者が多い等の理由で参加が得られにくいため情報収集を行い、講座の開催について検討していく。	0	0	中央公民館
○						4	性に関する研修会に教員の積極的な参加を促すことで、様々な授業方法の周知を図る。	0	0	教育支援課
				○	【オ】母子手帳交付時に周知のためのチラシを配布している。	4	引き続き、出産直後の母親のいる家庭で、親戚などから家事援助が望めない家庭に対し、ホームヘルパーを派遣し家事援助を行う。	1,031	1,099	こども支援課
				○	【オ】特になし	4	引き続き、対象者には適切に制度が利用できるように対応する。	2,962	2,790	こども支援課
				○	【オ】未契約医療機関での受診希望があった場合、契約を結んでもらえるよう、問い合わせをしている。	4	今後も引き続き実施する	107,513	116,713	保健センター

方針１　それぞれの性を尊重する意識の高揚と健康支援

施策３　生涯にわたる健康支援

事業No.	事業名	事業内容	平成30年度の具体的な取組	所管課評価
38	ライフ・ステージに応じた健康づくりへの支援	女性は妊娠・出産など、男性とは異なる健康上の課題に直面するため、各ライフ・ステージに応じた女性の健康づくりを支援する。	・乳がん及び子宮がん検診　１２，638人 ・３０代のからだチェック　452人	B
39	相談・情報提供体制の充実	保健師、栄養士等による電話や来所相談のほか、精神科医による「精神保健相談」、助産師による「女性の健康相談」を実施し、からだとこころの健康についての相談体制の充実を図る。 また、女性が受診しやすい環境づくりを推進するため、医療機関の女性専門外来に関する情報を提供する。	・成人健康相談　　１，６６８人 ・女性の健康相談　０人 ・精神保健相談　　22人、8回	B

施策４　性と健康をおびやかす問題への対策

事業No.	事業名	事業内容	平成30年度の具体的な取組	所管課評価
40	HIV/エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及・啓発	HIV/エイズや性感染症のまん延防止及び感染者への差別・偏見の解消を図るため、正しい知識の普及・啓発を行うとともに、児童・生徒に対する教育を行う。	妊娠届出時に母子手帳を用い感染症について周知した。 また、ＨＩＶ抗体検査、クラミジア抗原検査に対する費用の助成を行った。 ＨＩＶ抗体検査1,116人、クラミジア抗原検査、１，１３８人が受診した。	B
			小学校では保健学習、中学校では保健体育科の授業において、エイズや性感染症のまん延防止及び感染者への差別・偏見の解消を図る性に関する教育を学習した。	B

※所管課評価、工夫点、今後の進め方については、１３ページ表３を参照

工夫点（複数選択可）					備考	今後の取組		事業費（千円）		担当課
ア	イ	ウ	エ	オ		今後の進め方	今後の方向性	30年度決算額	元年度予算額	
	○	○	○			4	今後も引き続き実施する	101,758	112,594	保健センター
			○			4	今後も引き続き実施する	359	345	保健センター
				○	【オ】妊娠届出時、全ての妊婦に渡している。	4	今後も引き続き実施する	4,800	5,171	保健センター
○						4	研修会などを通して資料や学習方法の周知を図る。	0	0	教育支援課

方針２　配偶者等からの暴力（ＤＶ）の根絶

施策１　配偶者等からの暴力の防止対策と被害者の支援

事業No.	事業名	事業内容	平成30年度の具体的な取組	所管課評価
41	研修会・講演会等の開催	ＤＶの根絶に向けて、広く市民に対して意識の啓発を図るとともに、ＤＶが人権侵害であるとの認識を深めるための研修会・講演会等を開催する。	新座市ドメスティック・バイオレンス対策ネットワーク会議内で講演「ＤＶからの回復」（講師：ＮＰＯ法人レジリエンス　代表西山　さつき　氏）を実施した。（人事課が実施する男女共同参画研修会と合同） ・平成31年1月22日　参加者：49名	B
			埼玉県主催の心理教育プログラム「びーらぶ」を開催した。	B
			中学校の道徳の授業では、異性への正しい理解、人格の尊重について学ぶ機会を設けた。	B
42	ＤＶの防止対策と被害者の支援	ＤＶ防止に向けて、広く市民に対して意識の啓発を図る。 また、『配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画』を運用し、ＤＶの防止と被害者の支援体制の充実を図る。	・ＤＶ関連図書及び資料の展示を図書館で実施した。（中央図書館：11月　ＤＶに関する図書の特集展示） ・11月にＤＶ防止パネル展を市役所で実施し、啓発を図った。 ・11月25日の「女性に対する暴力撤廃国際日」に合わせて、広報11月号にＤＶ防止の啓発及び相談窓口の周知に関する記事を掲載した。 ・11月の女性に対する暴力をなくす運動期間に、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンを配布する「パープルリボン運動」を実施した。 ・12月に開催された「人権問題講演会」において、ＤＶ防止啓発チラシを配布した。 ・成人式において、デートＤＶ防止リーフレットを配布した。	B
			ＤＶ相談 新規22件	B
43	加害者教育プログラムに関する情報提供	ＤＶ加害者更生のための教育プログラムに関する情報を提供する。	ＤＶ加害者の更正に関するチラシを窓口に設置し、情報提供を行った。	B
			ドメスティック・バイオレンス加害者の更生に関する書籍を窓口に設置し、情報提供を行った。	B

※所管課評価、工夫点、今後の進め方については、１３ページ表３を参照

工夫点（複数選択可）					備考	今後の取組		事業費（千円）		担当課
ア	イ	ウ	エ	オ		今後の進め方	今後の方向性	30年度決算額	元年度予算額	
○						4	様々な機会を捉え啓発活動等を実施していく。	27	27	人権推進課
○	○	○	○			1	DVについての情報収集を行い、講座・講演会等を実施していく。	0	0	男女共同参画推進プラザ
						3	ＤＶ根絶に向け情報収集を行い、講座の開催について検討していく。	0	0	中央公民館
○						4	今後も、様々な機会を捉えて、啓発していく。	0	0	教育相談センター
○						4	様々な機会を捉え啓発活動等を実施していく。	22	22	人権推進課
				○	【オ】特になし	4	引き続き、関係機関と連携を図る。	0	0	こども支援課
○						4	今後も引き続き、チラシ等の設置をする。また、県等が主催する研修会に参加し、情報収集に努める。	0	0	人権推進課
				○	【オ】誰でも閲覧できるようにし、周知を図っている。	4	関連図書の購入、パンフレットの設置等を行う。また、県等が主催する研修会に職員が参加することにより、情報収集に努める。	0	0	男女共同参画推進プラザ

基本課題３　　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

方針１　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識づくり

施策１　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発と情報提供

事業No.	事業名	事業内容	平成30年度の具体的な取組	所管課評価
44	研修会・講演会等の開催	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に向けて、意識啓発、情報提供を行うとともに、研修会・講演会等を開催する。		
			職場の人権～ハラスメントとワークライフバランス～ ・講座数　１講座 ・延べ開催回数　１回 ・延べ参加者数　４０人	C

施策２　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進に向けた事業所への働き掛け

45	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する意識啓発	労働時間の短縮や育児・介護休業法等の関連法規の周知と啓発を行うとともに、仕事と家事・育児等の両立支援を図るための情報提供を行う。	男性の育児・介護休業取得の促進に関する図書を閲覧に供した。	B
			国・県等関係機関が発行する啓発資料等の配布や市ＨＰを通じた情報発信を実施した。	B
46	男女共同参画推進に関するアンケート調査の実施	事業所の男女共同参画に関する意識と実態を把握し、施策に反映させるため、アンケート調査を実施する。	事業所の男女共同参画に関するアンケートを入札参加資格審査申請時に実施した。	B
47	総合評価方式入札における男女共同参画評価項目の活用	事業所等における男女共同参画推進を後押しするため、市が行う総合評価方式の競争入札における「男女共同参画推進」評価項目を活用する。	総合評価方式の競争入札における「多様な働き方実践企業の認定」評価項目について、基準となる項目を設けた。 なお、平成３０年度に、評価項目の名称を「男女共同参画推進」から「多様な働き方実践企業の認定」に改めた。	A

※所管課評価、工夫点、今後の進め方については、１３ページ表３を参照

工夫点（複数選択可）					備考	今後の取組		事業費（千円）		担当課
ア	イ	ウ	エ	オ		今後の進め方	今後の方向性	30年度決算額	元年度予算額	
						3	関係各課と連携し、講座・講演会等を実施していく。	0	0	男女共同参画推進プラザ
	○				【イ】土曜日開催	3	テーマが広範囲にわたったため時間が足りなかった。テーマを絞り込み参加者に内容が分かりやすい講座にする。	18	7	中央公民館
ナ										
				○	【オ】誰でも閲覧できるようにし、周知を図っている。	5	男性の育児・介護休業取得の促進に関する資料等の収集・閲覧に供する。	0	0	男女共同参画推進プラザ
				○	【オ】迅速な対応を心掛けた。	4	機会を捉え、効果的な啓発に努める。	0	0	経済振興課
○						4	次回は令和２年度に実施する予定。	0	0	人権推進課
○	○	○				5	今後も継続して評価を行う。また、新たな評価項目の導入等についても検討していく。	0	0	管財契約課

方針１　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識づくり

施策３　男女ともに働きやすい環境づくりの支援

事業No.	事業名	事業内容	平成30年度の具体的な取組	所管課評価
48	男女問わず家事・育児・介護等へ参画するための啓発	男女問わず家事・育児・介護等へ積極的に参画する家庭づくりを進めるため、啓発に努める。	県や市内で開催する男女共同参画関連のセミナーのチラシやパンフレット等を窓口に設置した。	B
			講座「男女共同参画関連講座「新座を知ろう！家族で“にいざ体験”野火止用水散策とにんじんうどん作り」の開催	B
			児童センター及び地域子育て支援センターで父親支援事業を実施した。	B
			高齢者のための福祉・保健・医療パンフレット「高齢者をささえるやさしい手」を作成し、窓口等に設置した。	B
			① 育児学級 参加延人数　542人(父親参加延べ人数26人) １回目 ・赤ちゃんのお世話について ・フリートーク(自己紹介、保健師との質疑応答など) ２回目 ・赤ちゃんの栄養 ・離乳食の簡単な調理と試食 ３回目 ・先輩ママからのメッセージ ・フリートーク ② ・男の料理講習会　２回　38人 ・子ども食育料理教室　２回　58人 ・一日健康教室　　３回　44人	B
49	就労や起業に関する支援	転職や再就職、起業を目指す市民を対象に、労働関係機関等と連携しながら講座等を開催する。 また、ふるさとハローワークやハローワークと連携を密にし、求人情報の提供に努めるとともに、在宅ワークに関する情報提供などを行う。	県男女共同参画推進センターが実施しているセミナー等のチラシの設置及びポスターの掲示を行った。	B
			県等と連携し、下記のとおり講座及び面接会を開催した。 ・埼玉県女性キャリアセンター出前セミナー（１回／参加者15人） ・就業準備基礎セミナー（1回／参加者6人） ・セカンドキャリアセンター就職支援セミナー（1回／参加者30人） ・ジョブスポットしき・ハローワーク朝霞合同就職面接会（1回／参加者１５４人） ・創業塾（4回／参加者２１名） また、ふるさとハローワークにおいて、パソコンによる就職情報の閲覧、相談員による職業相談を実施するとともに、課窓口で内職の情報提供を行った。 さらに、在宅ワークに関する情報について、チラシ等の設置を行った。	B
			女性のためのプチ起業講座 ・講座数　１講座 ・延べ開催回数　１回 ・延べ参加者数　３０人	B

※所管課評価、工夫点、今後の進め方については、１３ページ表３を参照

工夫点（複数選択可）					備考	今後の取組		事業費（千円）		担当課
ア	イ	ウ	エ	オ		今後の進め方	今後の方向性	30年度決算額	元年度予算額	
○						4	様々な機会を捉え啓発活動等を実施していく。	0	0	人権推進課
○	○	○	○			5	家事・育児・介護等へ積極的に参画することにつながる講座・講演会等を実施する。	32	108	男女共同参画推進プラザ
○	○					4	引き続き、児童センター及び地域子育て支援センターで父親支援事業の実施を図る。	【児童センター】61,885【地域子育て支援センター】101,049	【児童センター】65,606【地域子育て支援センター】69,957	こども支援課
				○	【オ】特になし	3	引き続き窓口等にパンフレットを設置していく。	0	0	長寿はつらつ課
						1	担当ではないため、今後も実施の予定はない。	0	0	介護保険課
○	○	○				3	育児学級は内容を一部変更して実施 一日健康教室は事業の見直しを検討	①345 ②574	①366 ②572	保健センター
				○	【オ】誰でも閲覧・チラシ等の資料を入手しやすいようにしている。	5	関係各課と連携し、求人情報等の収集・提供に努める。	0	0	男女共同参画推進プラザ
			○			4	県や他市との共催、市内各所での開催により、効率的な参加者の確保に努める。 また、引き続き、ハローワークとの連携強化に努める。	0	0	経済振興課
		○	○		【ウ】保育付講座 【エ】女性限定講座	5	子育て世代といった若い世代を引き込んでいくことを考慮する必要がある。	35	7	中央公民館

方針２　男性の家事・育児・介護等への参加促進

施策１　男性の家事・育児・介護への参加促進

事業No.	事業名	事業内容	平成30年度の具体的な取組	所管課評価
50	研修会・講演会等の開催	家事や育児、介護への関心や興味を高め、参加の促進につながるような研修会・講演会等を開催する。	認知症サポーター養成講座を実施した。	B
			講座「男女共同参画関連講座「新座を知ろう！家族で“にいざ体験”野火止用水散策とにんじんうどん作り」の開催	B
			児童センター及び地域子育て支援センターで父親支援事業を実施した。	B
			国・県等関係機関が発行する啓発資料等の配布や市ＨＰを通じた情報発信を実施した。	B

方針３　多様な生活スタイルに対応した子育て・介護支援の充実

施策１　地域における様々な子育て支援サービスの充実と仕事と子育ての両立の支援

51	子育て支援に関する情報提供の充実	子育て情報誌や市のホームページ等を活用し、地域子育て支援センターの取組など子育て支援に関する様々な情報の提供を行う。	子育て情報誌を発行し、地域子育て支援センターの取組など子育て支援に関する様々な情報の提供を行った。	B
52	パパママ学級の開催	男性の子育て参加を促進し、男女平等の子育て環境を作るために、妊娠、出産、育児について父母が共に学習できる機会を提供する。 また、地域での仲間づくりの機会を提供し、父母の子育てに対する不安の解消に努める。	パパママ学級の中で妊娠・出産期の健康について実施した。 パパママ学級 定員40組プレママコース２回　ベビーコース１回　年４コース開催　参加者数　母（実）１３８人（延）２３４人　父（実）１２０人（延）１３９人	B
53	保育・子育て支援サービスの充実	多様な保育ニーズに応えるため、一時保育や病後児保育、放課後児童保育室など安心して子育てできる環境を整備する。また、ファミリー・サポート・センターなど、子どもを地域で支える仕組みや子育て中の人々が精神的な不安や負担を軽減できるよう、気軽に相談できる場の充実を図る。	【ファミリー・サポート・センター】 援助件数 6,804件 会員登録数 利用会員 1,202人　両方会員 126人 協力会員　271人　合計 1,599人 【地域子育て支援センター】 地域子育て支援センター１３か所の運営を委託した。	B

工夫点（複数選択可）					備考	今後の取組		事業費（千円）		担当課
ア	イ	ウ	エ	オ		今後の進め方	今後の方向性	30年度決算額	元年度予算額	
○				○	【オ】初任者を対象に研修を実施し、職員の意識啓発に努めている。	3	平成２２年度から実施している。啓発方法として、研修以外の方法も検討する必要が出てきている。	0	0	人事課
○	○	○	○			5	家事・育児・介護等へ積極的に参画することにつながる講座・講演会等を実施する。	32	108	男女共同参画推進プラザ
○	○					4	引き続き、児童センター及び地域子育て支援センターで父親支援事業の実施を図る。	基本課題3方針1施策1のNo.48に含む	基本課題3方針1施策1のNo.48に含む	こども支援課
				○	【オ】迅速な対応を心掛けた。	4	機会を捉え、効果的な啓発に努める。	0	0	経済振興課
○						4	引き続き、子育て情報誌を発行し、地域子育て支援センターの取組など子育て支援に関する様々な情報の提供を行う。	0	0	こども支援課
○	○					3	２回のプレママコースをまとめ、一日で実施できるように変更した。ベビーコースは変更せずに引き続き実施。	287	331	保健センター
○	○					4	引き続き、ファミリー・サポート・センターや地域子育て支援センターなど、子どもを地域で支える仕組みや子育て中、就労中の人々が保育における精神的な不安や負担を軽減できるよう、気軽に相談できる場の充実を図る。	【ﾌｧﾐﾘｰ･ｻﾎﾟｰﾄ･ｾﾝﾀｰ】5,801【地域子育て支援ｾﾝﾀｰ】101,049	【ﾌｧﾐﾘｰ･ｻﾎﾟｰﾄ･ｾﾝﾀｰ】5,948【地域子育て支援ｾﾝﾀｰ】69,957	こども支援課

方針３　多様な生活スタイルに対応した子育て・介護支援の充実

施策１　地域における様々な子育て支援サービスの充実と仕事と子育ての両立の支援

事業No.	事業名	事業内容	平成30年度の具体的な取組	所管課評価
54	相談体制の充実	家庭において児童を適切に養育するため、また、養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るため、家庭児童の福祉についての相談体制の充実を図る。	公立保育園6園及び山びこ保育園において、子育て電話相談事業を実施した。	B
			家庭児童相談は、家庭児童相談員が電話や家庭訪問、来庁での面接で対応している。また、相談内容によっては、専門機関への紹介及び専門相談員（言語聴覚士・臨床心理士・作業療法士）による相談を行った。 家庭児童相談室相談延件数　7,298件	B
			各小・中学校に相談員、新座市教育相談室に教育相談員、学校カウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、不登校、集団不適応、いじめ等について、子ども・保護者・教職員からの相談に応え、支援を行った。	B
55	障がいのある子どもへの施策の充実	障がいのある子どもが地域の保育園、学校に通い、共に育ち、学ぶ環境の整備を推進する。 また、養育家庭の育児不安を軽減・解消するため、相談体制の充実を図る。	育児不安を軽減・解消するためには障がい児通所支援事業所の質の向上が必要と考え、新座市地域自立支援協議会の子ども部会で障がい児支援向上について検討し、事例検討等を実施した。 また、地域の障がい児支援の中核を成す機関となることを目指す児童発達支援センター建設に向けての調整を進めた。	A
			適切な相談活動ができるように、障がい者福祉課、保健センター、教育相談センター等と連携を図り、相談機能の強化を図った。	B
			障がい児の保育に対応するため、保育士の研修を実施。また、発達に遅延等のある園児に対して巡回相談（言語・療育・心理）を実施した。 事例研究会（2回）、巡回相談（言語相談３１回、心理相談３１回、療育相談２１回）、施設見学（新座市立小学校特別支援学級）	B
			乳幼児発達相談　12回46人	A
			平成３０年度実施事業なし	D
			国の要綱に基づき、特別支援学級等が設置されている市内小・中学校に通学している児童・生徒の保護者に対し、特別支援教育就学奨励費（学校給食費や学用品費等）の支給を行った。	B
			育児不安を軽減・解消するためには障がい児通所支援事業所の質の向上が必要と考え、新座市地域自立支援協議会の子ども部会で障がい児支援向上について検討し、事例検討等を実施した。 また、相談体制の中核を成す機関となることを目指す児童発達支援センター建設に向けての調整を進めた。	A

※所管課評価、工夫点、今後の進め方については、１３ページ表３を参照

工夫点（複数選択可）					備考	今後の取組		事業費（千円）		担当課
ア	イ	ウ	エ	オ		今後の進め方	今後の方向性	30年度決算額	元年度予算額	
		○				4	引き続き実施する。	0	0	保育課
		○				4	引き続き専門機関との連携を図り、相談事業を行う。	12,547	12,968	こども支援課
						1	担当ではないため、今後も実施の予定はない。			保健センター
○						4	今後も相談員の研修会を実施し、様々な問題に対応できる力を育成するため、相談体制等の情報の共有を密にしていく。	29237	29937	教育相談センター
	○					4	子ども部会で定期的に会議を実施し、更なる支援体制の充実を目指す。 児童発達支援センター開所に向けた調整を進める。	191,401	33,514	障がい者福祉課
		○				4	引き続き専門機関との連携を図り、相談事業を行う。	基本課題3方針3施策1のNo.54に含む	基本課題3方針3施策1のNo.54に含む	こども支援課
	○					4	引き続き実施する。 巡回相談については、公立保育園に限らず、法人保育園、小規模保育施設においても実施する。	1,660,000	1,880,000	保育課
		○				4	今後も引き続き実施する。	660	660	保健センター
				○		1	法的な設置にかかわらず、障がいのある児童の低度なとを検討のうえ、バリアフリー整備を実施していく。	0	0	教育総務課
		○				4	今後も引き続き実施する。	小学校2,195 中学校1,249	小学校2,984 中学校1,963	学務課
	○					4	子ども部会で定期的に会議を実施し、更なる支援体制の充実を目指す。 児童発達支援センター設置に向けた調整を進める。	0	0	教育相談センター

方針３　多様な生活スタイルに対応した子育て・介護支援の充実

施策１　地域における様々な子育て支援サービスの充実と仕事と子育ての両立の支援

事業No.	事業名	事業内容	平成30年度の具体的な取組	所管課評価
56	育児中の親の再就職支援	就業を希望する育児中の親のために、ふるさとハローワークやハローワークと連携を密にし、求人情報の提供に努める。 また、転職や再就職を円滑に進めるため、労働関係機関等と連携しながら、適性の発見や能力開発のための講座を開催する。	県等と連携し、下記のとおり講座及び面接会を開催した。 ・埼玉県女性キャリアセンター出前セミナー（１回／参加者15人） ・就業準備基礎セミナー（1回／参加者6人） また、ふるさとハローワークにおいて、パソコンによる就職情報の閲覧、相談員による職業相談を実施するとともに、課窓口で内職の情報提供を行った。 さらに、在宅ワークに関する情報について、チラシ等の設置を行った。	B

施策２　ひとり親家庭等への就労支援

57	相談・情報提供体制の充実	ひとり親家庭等の父母に対する就業を促進するための情報提供や相談等を行う。	母子・父子相談件数 生活援護相談　87件 自立援助相談　237件	B
			県等と連携し、下記のとおり講座及び面接会を開催した。 ・埼玉県女性キャリアセンター出前セミナー（１回／参加者15人） ・就業準備基礎セミナー（1回／参加者6人） また、ふるさとハローワークにおいて、パソコンによる就職情報の閲覧、相談員による職業相談を実施するとともに、課窓口で内職の情報提供を行った。 さらに、在宅ワークに関する情報について、チラシ等の設置を行った。	B

施策３　介護・障がい者サービスの整備・充実

58	介護保険事業の周知・啓発	介護の負担を家族、特に女性に集中させることなく社会全体で支えるため、介護保険制度の周知・啓発を図る。	介護保険制度に関するパンフレットを作成し、介護保険課、長寿はつらつ課窓口等への設置により、制度の普及啓発を図った。 出前講座において、介護保険制度の説明を行った。また、市広報等で介護保険制度の周知を図った。	B
59	相談・情報提供体制の充実	生活全般にかかわる様々な問題についての相談や、保健・医療・介護・福祉サービスの利用援助、情報提供等を行う総合的な相談・情報提供体制を整備し、高齢者や障がい者の地域での生活を援助する。	・高齢者のための福祉・保健・医療パンフレット「高齢者をささえるやさしい手」を作成し、窓口等に設置するとともに関係機関に配布した。	B
			・高齢者相談センターの運営	B
			障がい福祉に関わる総合的な相談窓口となる相談支援事業の一部を、市内２法人へ引き続き委託した。 また、総合的な相談・情報提供体制を整備するため、新座市地域自立支援協議会に設置した相談支援部会及び子ども部会において、支援技術の向上を図った。	A

※所管課評価、工夫点、今後の進め方については、１３ページ表３を参照

工夫点（複数選択可）					備考	今後の取組		事業費（千円）		担当課
ア	イ	ウ	エ	オ		今後の進め方	今後の方向性	30年度決算額	元年度予算額	
			○			4	県や他市との共催、市内各所での開催により、効率的な参加者の確保に努める。 また、引き続き、ハローワークとの連携強化に努める。	0	0	経済振興課
○		○				4	関連する研修の受講を含め、相談体制の充実を図る。	0	0	こども支援課
			○			4	県や他市との共催、市内各所での開催により、効率的な参加者の確保に努める。 また、引き続き、ハローワークとの連携強化に努め、在宅ワークも含めた情報収集を行う。	0	0	経済振興課
○						4	引き続き制度の普及啓発に努める。	1,082	1,153	介護保険課
				○	【オ】特になし	4	引き続き窓口等にパンフレットを設置していく。	0	0	長寿はつらつ課
○						4	引き続き体制の充実に努める。	198,204	209,790	介護保険課
	○					4	相談支援部会、子ども部会の活動に加え、相談体制の中核となる基幹相談支援センターの設置についても検討し、相談体制の向上を図る。	9,690	9,690	障がい者福祉課

方針３　多様な生活スタイルに対応した子育て・介護支援の充実

施策３　介護・障がい者サービスの整備・充実

事業No.	事業名	事業内容	平成30年度の具体的な取組	所管課評価
60	在宅福祉サービスの充実	高齢者や障がい者ができる限り住み慣れた家庭や地域で生活できるように、ニーズを踏まえたきめ細やかな在宅サービスの提供に努める。	高齢者のための福祉・保健・医療パンフレット「高齢者をささえるやさしい手」を作成し、窓口等に設置した。	B
			認知症サポーター養成講座を実施した。	B
			ニーズを踏まえた在宅サービスの内容を検討する特定相談支援事業所について、新座市地域自立支援協議会の相談支援部会で相談技術の向上を図った。	A

施策４　労働時間の短縮等就業条件の整備

61	「労働基準法」、「男女雇用機会均等法」等の労働関連法令の周知	「労働基準法」や「男女雇用機会均等法」等の労働関連法令の周知を図る。	国・県等関係機関が発行する啓発資料等の配布や市ＨＰを通じた情報発信を実施した。	B
62	労働時間の短縮	女性と男性の労働者が職業生活、家庭生活、地域活動に共に参加することができるように、事業所に対して労働時間短縮への啓発を図る。 また、ノー残業デーの推進に努める。	毎週水曜日にノー残業デーを実施し、庁内放送等により職員に周知を図るとともに、８月及び１月にノー残業ウィークを実施した。 また、本庁安全衛生委員会において、ノー残業デーの職場巡視を４回（６・９・１１・２月に各１回ずつ）実施し、啓発を図った。	B
			国・県等関係機関が発行する啓発資料等の配布や市ＨＰを通じた情報発信を実施した。	B
63	病気休暇の保障の推進	有給の病気休暇制度の導入及びその取得の保障等について、事業所等に対する啓発を行う。	国・県等関係機関が発行する啓発資料等の配布や市ＨＰを通じた情報発信を実施した。	B

工夫点（複数選択可）					備考	今後の取組		事業費（千円）		担当課
ア	イ	ウ	エ	オ		今後の進め方	今後の方向性	30年度決算額	元年度予算額	
				○	【オ】特になし	4	引き続き窓口等にパンフレットを設置していく。	0	0	長寿はつらつ課
○				○	【オ】例年、各部局から選ばれた職員を対象に研修を実施し、職員の意識啓発に努めている。	5	小・中学校への講座を推進するとともに、サポーターのいる企業等の拡充も推進する。	158	196	介護保険課
○	○					4	引き続き、相談支援部会を中心として相談技術の向上を図る。	28,671	28,388	障がい者福祉課
				○	【オ】迅速な対応を心掛けた。	4	機会を捉え、効果的な啓発に努める。	0	0	経済振興課
	○			○	【オ】職場巡視を行うことで、職員への更なる意識啓発を図っている。また、平成26年度から、所属長が、終業前に配下職員から超過勤務の有無について報告を受け、超過勤務を行う職員については、所属長が業務内容を精査し、不要不急の超過勤務は行わないよう指導することを徹底した。	4	今後も引き続きノー残業デー及びノー残業ウィークの周知を図るとともに、本庁安全衛生委員会による職場巡視を実施していく。	0	0	人事課
				○	【オ】迅速な対応を心掛けた。	4	機会を捉え、効果的な啓発に努める。	0	0	経済振興課
				○	【オ】迅速な対応を心掛けた。	4	機会を捉え、効果的な啓発に努める。	0	0	経済振興課

基本課題４　　女性の職業生活における活躍の推進

方針１　女性の経済的自立に向けた取組

施策１　女性の就労支援

事業No.	事業名	事業内容	平成30年度の具体的な取組	所管課評価
64	研修会・講演会等の開催	女性の就労をサポートするため、就労に有効な資格の取得等に関する情報を提供する。また、転職、再就職支援のための研修会・講演会等を開催する。	県男女共同参画推進センターが実施しているセミナー等のチラシの設置及びポスターの掲示を行った。	B
			県等と連携し、下記のとおり講座及び面接会を開催した。 ・埼玉県女性キャリアセンター出前セミナー（１回／参加者15人） ・就業準備基礎セミナー（1回／参加者6人） ・セカンドキャリアセンター就職支援セミナー（1回／参加者３０人） ・ジョブスポットしき・ハローワーク朝霞合同就職面接会（1回／参加者１５４人） ・創業塾（4回／参加者２１名） また、ふるさとハローワークにおいて、パソコンによる就職情報の閲覧、相談員による職業相談を実施するとともに、課窓口で内職の情報提供を行った。 さらに、在宅ワークに関する情報について、チラシ等の設置を行った。	B
65	資格・技能情報の提供	適性に見合った職業選択、有効な資格・技能等の取得ができるよう、様々な情報を市民に提供する。	国・県等関係機関が発行する啓発資料等の配布や市ＨＰを通じた情報発信を実施した。	B

施策２　女性のチャレンジ支援策の推進

66	研修会・講演会等の開催	女性が新しい発想や多様な能力を発揮することができるよう、様々な分野での女性のチャレンジを支援するための研修会・講演会等を開催する。		D
			ママのためのヒップホップダンス ・講座数　1講座 ・延べ開催数　5回 ・延べ参加者数　76人	B
67	男女賃金格差等の解消に向けての啓発	性差による昇進や賃金の格差是正に向け、事業所等に啓発を行う。	様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、市内の事業所を対象とした研修会を実施するとともに、啓発資料を配付した。 【企業人権問題研修会】 　平成31年2月4日　参加者：46名	B
			国・県等関係機関が発行する啓発資料等の配布や市ＨＰを通じた情報発信を実施した。	B
68	相談・情報提供体制の充実	就職や起業、地域活動等にチャレンジしようと考えている女性を支援するため、各種相談、情報提供体制の充実を図る。	国・県等関係機関が発行する啓発資料等の配布や市ＨＰを通じた情報発信を実施した。	B

※所管課評価、工夫点、今後の進め方については、１３ページ表３を参照

工夫点（複数選択可）					備考	今後の取組		事業費（千円）		担当課
ア	イ	ウ	エ	オ		今後の進め方	今後の方向性	30年度決算額	元年度予算額	
				○	【オ】誰でも閲覧・チラシ等の資料を入手しやすいようにしている。	3	関係各課と連携し、求人情報の提供等に努めるとともに関係各課と連携し、講座・講演会等を実施していく。	0	0	男女共同参画推進プラザ
			○			4	県や他市との共催、市内各所での開催により、効率的な参加者の確保に努める。 また、引き続き、ハローワークとの連携強化に努める。	0	0	経済振興課
						3	女性の就労をサポートするため、資格の取得等の情報を収集し、講座の開催について検討していく。	0	0	中央公民館
				○	【オ】迅速な対応を心掛けた。	4	機会を捉え、効果的な啓発に努める。	0	0	経済振興課
						3	埼玉県など関係各課と連携し、講座・講演会等を実施していく。	0	0	男女共同参画推進プラザ
			○			3	今後も引き続き実施していくが、見直しを行う。	50	50	中央公民館
○				○	【オ】性的マイノリティの方に配慮した。	4	男女共同参画をはじめとする人権問題に対する正しい理解と認識を深めてもらえるよう内容を検討し、研修会等を実施していく。	34	41	人権推進課
				○	【オ】迅速な対応を心掛けた。	4	機会を捉え、効果的な啓発に努める。	0	0	経済振興課
				○	【オ】迅速な対応を心掛けた。	4	機会を捉え、効果的な啓発に努める。	0	0	経済振興課

方針１　女性の経済的自立に向けた取組

施策３　パートタイム労働者・派遣労働者等の非正規労働者等の労働条件の向上

事業No.	事業名	事業内容	平成30年度の具体的な取組	所管課評価
69	「パートタイム労働法」及び「労働者派遣法」の周知	パートタイム労働者・派遣労働者等の非正規労働者等の労働条件が向上するよう、「パートタイム労働法」及び「労働者派遣法」の周知を図る。	国・県等関係機関が発行する啓発資料等の配布や市ＨＰを通じた情報発信を実施した。	B
70	男性中心型労働慣行の見直しのための啓発	男性正社員を前提とした長時間労働、既婚女性の家計補助的な非正規雇用などを特徴とする働き方を見直すため、各種団体と連携して啓発に努める。		
			国・県等関係機関が発行する啓発資料等の配布や市ＨＰを通じた情報発信を実施した。	B

施策４　自営業、農業等における男女共同参画の推進

71	自営業、農業等における男女共同参画経営に関する啓発	女性が家族従業者として果たしている役割の重要性が適正に評価されるように、各種団体と連携して啓発に努めるとともに、家族経営協定の周知などの情報提供を行う。	国・県等関係機関が発行する啓発資料等の配布や市ＨＰを通じた情報発信を実施した。	B

方針２　職場における男女の均等待遇の整備

施策１　ポジティブ・アクション（積極的に格差を是正する措置）の推進

72	方針決定の場への女性の参画促進	女性の役員等への登用を進めるため、ポジティブ・アクション（積極的に格差を是正する措置）に関する情報を幅広く提供する。	方針決定の場への女性の参画促進に関する図書を閲覧に供した。	B
			国・県等関係機関が発行する啓発資料等の配布や市ＨＰを通じた情報発信を実施した。	B
73	市の女性職員の管理職への登用	市政運営における男女共同参画を推進するため、市の女性職員の管理職への登用を推進する。 また、研修等を充実させ、人材育成を推進する。	特定事業主行動計画において、女性管理職への登用率を定め、推進している。 また、女性職員による座談会を実施した。また、彩の国さいたま人づくり広域連合が実施する女性職員のキャリアデザインに関する研修に職員を派遣した。	B
74	管理職を目指す市の女性職員に対する指導及び相談体制の充実	管理職を目指す市の女性職員に対して、現役の女性管理職員が指導するとともに、相談体制の充実を図る。	女性職員による座談会を実施した。また、彩の国さいたま人づくり広域連合が実施する女性職員のキャリアデザインに関する研修に職員を派遣した。	B

工夫点（複数選択可）					備考	今後の取組		事業費（千円）		担当課
ア	イ	ウ	エ	オ		今後の進め方	今後の方向性	30年度決算額	元年度予算額	
				○	【オ】迅速な対応を心掛けた。	4	機会を捉え、効果的な啓発に努める。	0	0	経済振興課
						3	関係各課と連携し、講座・講演会等を実施していく。	0	0	男女共同参画推進プラザ
				○	【オ】迅速な対応を心掛けた。	4	機会を捉え、効果的な啓発に努める。	0	0	経済振興課
				○	【オ】迅速な対応を心掛けた。	4	機会を捉え、効果的な啓発に努める。	0	0	経済振興課
				○	【オ】誰でも閲覧できるようにし、周知を図っている。	4	関係各課と連携し、政策方針決定の場への女性の参画促進に関する啓発に努める。	0	0	男女共同参画推進プラザ
				○	【オ】迅速な対応を心掛けた。	4	機会を捉え、効果的な啓発に努める。	0	0	経済振興課
			○	○	【オ】座談会については、産休・育休中の職員も対象とし、講師役の職員を係長級から選出した。	4	引き続き、女性職員のキャリアアップに関する研修を実施する。	0	0	人事課
			○	○	【オ】座談会については、産休・育休中の職員も対象とし、講師役の職員を係長級から選出した。	4	引き続き、女性職員のキャリアアップに関する研修を実施する。	0	0	人事課

方針２　職場における男女の均等待遇の整備

施策２　男女共同参画を阻害するハラスメント防止の徹底

事業No.	事業名	事業内容	平成30年度の具体的な取組	所管課評価
75	男女共同参画を阻害するハラスメント防止のための啓発推進	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の男女共同参画を阻害するハラスメントの防止のため、事業所等に啓発を行う。	国・県等関係機関が発行する啓発資料等の配布や市ＨＰを通じた情報発信を実施した。	B

施策３　労働相談体制の充実

76	相談・情報提供体制の充実	職場における差別やセクシュアル・ハラスメント等の労働問題の解決のため、各種相談や情報提供体制の充実を図る。	各種相談を実施し、以下のとおり実績があった。 ・法律相談（弁護士）640件 ・行政相談（行政相談委員）16件 ・税務相談（税理士）80件 ・登記相談（司法書士・土地家屋調査士）90件 ・年金・社会保険・労働相談（社会保険労務士）25件 ・人権相談（人権擁護委員）9件	B
			職場における差別やセクシュアル・ハラスメント等の労働問題に関する図書を閲覧に供した。	B
			国・県等関係機関が発行する啓発資料等の配布や市ＨＰを通じた情報発信を実施した。	B

※所管課評価、工夫点、今後の進め方については、１３ページ表３を参照

工夫点（複数選択可）					備考	今後の取組		事業費（千円）		担当課
ア	イ	ウ	エ	オ		今後の進め方	今後の方向性	30年度決算額	元年度予算額	
				○	【オ】迅速な対応を心掛けた。	4	機会を捉え、効果的な啓発に努める。	0	0	経済振興課
○						4	今後も引き続き、市民の身近な窓口として、様々な相談を受け付ける。	5,063	4,990	人権推進課
				○	【オ】誰でも閲覧できるようにし、周知を図っている。	4	関係各課と連携し、職場における差別やセクシュアル・ハラスメント等の労働問題に関する啓発に努める。	0	0	男女共同参画推進プラザ
				○	【オ】迅速な対応を心掛けた。	4	機会を捉え、効果的な啓発に努める。	0	0	経済振興課

基本課題５　　男女共同参画のための生活環境づくり

方針１　地域・社会活動への参画促進

施策１　高齢者、障がい者の社会参加の促進

事業No.	事業名	事業内容	平成30年度の具体的な取組	所管課評価
77	研修会・講演会等の開催	高齢者や障がい者が住み慣れた地域でいきいきと生活するため、社会参加活動を促す研修会・講演会等を開催する。	研修会・講演会等の開催、福祉フェスティバルへの参加、にいざ元気アップ広場やにいざ元気アップウォーキング事業への積極的な参加と協力	B
			福祉の里で、絵画や陶芸、卓球やカラオケなどの講座・教室を開催した。	B
78	雇用・就労の推進	地域の中で自立と社会参加を促進するため、高齢者、障がい者の就労支援の総合的な推進体制を整備する。	シルバー人材センターへの助成 会員数　2,141人 （女性　817人、男性　1,324人）	B
			就労支援センターにおいて、障がい者の就労に関する相談を受け、個々の状況に応じた支援を行った。就労者については、就業先を訪問し、永く就労が続くよう支援を行った。 また、庁内実習を行い社会参加を促進するとともに、就労を目指した企業実習を行い、障がい者雇用の理解を深めた。 さらに、登録者の余暇活動を支援する「ゆめさくら事業」を実施した。 ・就労者数　164人 ・職場定着支援企業数　138社 ・職場定着支援等訪問回数　308回（延べ件数） ・実習者数　715人（延べ人数） ・ゆめさくら事業　4回実施、参加者60人（延べ人数）	B

施策２　多言語に対応した生活環境の整備

79	研修会・講演会等の開催	外国語の学習会、国際情報の講演会、異文化に関する研修会・講演会等を開催する。	異文化交流セミナー、中東を知る、外国語講座、世界の文学を通しての人間探求、中国の歴史を知る講座、おもてなし英会話、ブラジルを知ろう講座、ケーナ教室、ハワイアンコンサート講座ほか ・講座数　１１講座 ・延べ開催数　２５回 ・延べ参加者　６１３人	B
80	外国語による情報提供等の行政サービスの充実	日常生活において必要な情報をふりがな付きの日本語のほか、外国語による表記を行い、誰もが行政サービスを受けられる体制づくりを推進する。	・外国人市民のための生活ガイドブック「新座市くらしのガイド」の配布（日本語、英語、中国語、ハングル。）。 ・平成３１年３月に「新座市くらしのガイド」の改訂版（日本語、英語、中国語、ベトナム語）を発行した。 ・市ホームページ内に、外国人市民に役立つ情報をやさしい日本語で併記したページを作成した。	B

施策３　ボランティア等自主的活動への支援

81	女性団体等のネットワークづくり	男女共生フォーラムの開催などを通じて、女性団体等の活動やネットワークづくりを支援する。	男女共同参画週間イベントを実施した。	B
82	男女共同参画に関する自主的活動への支援	男女共同参画に関する理解を深めるために活動している市民に対し、支援を行う。	男女共同参画週間イベントを実施した。	B

工夫点（複数選択可）					備考	今後の取組		事業費（千円）		担当課
ア	イ	ウ	エ	オ		今後の進め方	今後の方向性	30年度決算額	元年度予算額	
				○	【オ】特になし	3	各種事業や健康活動から、継続的な介護予防ができる環境や多様な集いの場をつくり、地域活性化を目指す。	24,589	14,345	介護保険課
○	○					3	費用対効果及びスクラップアンドビルドの観点から講座全体の見直しを図り、より充実した内容での実施を目指す。	3,711	3,578	障がい者福祉課
				○	【オ】シルバー人材センターに助成金を出すもので、事業を運営しているわけではないため、評価できない。	4	引き続きシルバー人材センターに対し、助成を行う。	16,049	17,374	長寿はつらつ課
○						4	今後も継続して障がい者の就労支援を行う。	6,145	8,379	障がい者福祉課
	○			○	【イ】土曜日開催	4	今後も引き続き実施していく。	493	449	中央公民館
				○	【オ】多言語による情報提供のため、男女共同参画に係る工夫点は、特になし。	5	生活ガイドブック「新座市くらしのガイド」及び市ホームページの内容刷新を図り、外国人市民にとって、より分かりやすい情報を掲載する。	1,039	0	地域活動推進課
○	○	○	○	○	【オ】女性団体が活動の内容や成果を発表できる場を設けた。	4	男女共同参画関連団体の相互連携、情報交換の場として事業を継続していく。	87	138	男女共同参画推進プラザ
○	○	○	○	○	【オ】女性団体が活動の内容や成果を発表できる場を設けた。	4	男女共同参画関連団体の相互連携、情報交換の場として事業を継続していく。	87	138	男女共同参画推進プラザ

基本課題６　　男女共同参画の視点による災害に強いまちづくり

方針１　男女共同参画の視点を取り入れた防災対策

施策１　防災対策における女性の参画拡大

事業No.	事業名	事業内容	平成30年度の具体的な取組	所管課評価
83	防災対策における女性の参画拡大の促進	男女双方の意見を幅広く取り入れるため、防災会議等における女性委員の参画拡大を図る。	防災会議委員については、災害対策基本法第１６条第６項に基づき、関係機関が指定されていることから、新座市防災会議条例では、市職員数を多く規定し、災害対策本部員以外の女性職員を登用した。	C
84	自主防災組織等における女性の参画の促進	自主防災組織等における女性の参画を促進し、女性の意見が適正に反映されるよう努めるとともに、女性リーダーの育成を図る。	各自主防災会長が集まる新座市防災組織連絡協議会において、組織の役員に女性を登用するように打診を行うとともに、避難所運営における女性の視点の必要性について、周知を図った。	C

施策２　男女共同参画の視点を取り入れた地域防災活動の推進

85	女性の視点を取り入れた防災対策の推進	災害時における避難所の運営や備品の確保など、女性の視点を取り入れた防災対策を進める。また、男女双方の視点に立った防災対策の重要性について、周知・啓発を図る。	女性に配慮した備蓄品として、簡易更衣室や授乳用ケープ等を備蓄している。	B

※所管課評価、工夫点、今後の進め方については、１３ページ表３を参照

工夫点（複数選択可）					備考	今後の取組		事業費（千円）		担当課
ア	イ	ウ	エ	オ		今後の進め方	今後の方向性	30年度決算額	元年度予算額	
				○	【オ】市職員のうち女性職員の積極的な登用	３	防災会議委員については、市職員の数が多いこと、また、町内会連合会や医師会等、現在参画していない機関に対しても参画を促すべきとの意見がある。防災対策は、関係機関において重要な案件であるため、相応の権限を持った者の参画が望ましい背景もあいまって、女性の参画拡大については、限界である。	０	０	危機管理課
○						３	他市の女性による活動事例を研修会等の機会に示したり、講座等を検討していく。	０	０	危機管理課
		○				３	限りある予算の中で、真に必要なものの備蓄を進めていく。	０	０	危機管理課

参 考 資 料

平成３０年度男女共同参画推進プラザ事業報告

１　男女共生フォーラム２０１８

男女共同参画社会基本法の公布・施行日である６月２３日（土）から２９日（金）まで、内閣府が主唱する「男女共同参画週間」であり、この男女共同参画週間に合わせてイベントを実施した。

⑴　ワークショップ

市内の女性団体及び男女共同参画関連団体の活動の発表の機会と交流の場を提供し、多くの市民の皆さんに男女共同参画について理解を深めてもらうため、以下のとおり実施した。

ア　展示ぷらざ

３階ギャラリーにおいて各団体のブースを設置し、活動内容の展示を行った。

また、男女共同参画推進プラザ主催でパネル展示「考えよう！わたしたちの働き方・暮らし方」を併せて行った。

実施日：平成３０年６月２３日（土）～２９日（金）の１週間（２５日は休館日）

時　間：午前１０時～午後７時

（２３日（土)、２４日（日))、２９日（金）は午後４時まで）

入場者：延べ２１０名

イ　パフォーマンスぷらざ

４階多目的室において各団体が読み聞かせ、合唱等の発表を行った。

実施日時：平成３０年６月２４日（日）午前１０時～午後４時

入場者：延べ２５５名

ウ　学びのぷらざ

３階会議室１において団体が自主的にテーマ、形式を設定した公開研修を行った。

実施日時：平成３０年６月２４日（日）午前１１時～午後３時

入場者：２９名

エ　交流ぷらざ

５階会議室３及び情報交流コーナーにおいて、交流型ワークショップを行う。

なお、プラスちゃんランドについては、土曜日は４階多目的室において行った。

実施日時：平成３０年６月２４日（土）午前１０時～午後４時

午後２時～午後４時（多目的室）

２５日（日）午前１０時～午後４時

入場者：延べ４６９名

⑵　講演会タイトル　「落語で知ろう！男女共同参画 in Niiza」

実施日：平成３０年６月２３日（土）～２９日（金）の１週間（２５日は休館日）

時　間：午前１０時～午後７時

講　師：男女共同参画落語創作・口演家　千金亭値千金

参加者：３０名

２　男女共同参画関連講座

日頃仕事等で忙しい親が、身近な場所で子どもと触れ合うことを契機に、子育て参加を推進することの機会を提供する。

「新座を知ろう！家族で“にいざ体験”～野火止用水散策とにんじんうどん作り～」

回	日　時	内　容	講　師	定員
１	３月２日（土） 午前１０時３０分～ 午後０時３０分	家族で「にんじんうどん」作り	（有）村上朝日製麺所 代表取締役　村野　一郎	３６名
２	３月９日（土） 午前１０時３０分～ 午後０時３０分	家族で野火止用水散策	新座市 ボランティアガイド協会	３６名

３　男女共同参画情報紙「ＦｏｒＹｏｕ」の発行

男女共同参画に関する諸情報を幅広く市民に提供し、市民の認識と理解を深めるため、年２回（１０月、３月）「広報にいざ」の中に特集ページとして発行する。

また、本年度は昨年度に引き続き、十文字学園女子大学と連携事業し編集作業を行っている。

⑴　第４７号「～若者が考える　男女共同参画社会　Ｐａｒｔ１～」（平成３０年広報にいざ１０月号掲載）

⑵　第４８号「～若者が考える　男女共同参画社会　Ｐａｒｔ２～」（平成３１年広報にいざ３月号掲載）

⑶　インタビュー先

埼玉県南西部消防本部、社会福祉法人豊の会北野の森保育園、医療法人社団武蔵野会新座志木中央総合病院、新座市役所建築開発課

４　心理教育プログラム「びーらぶ」

埼玉県主催のこのプログラムは、県内４箇所で行い県西部地区として新座市共催で行います。、心理療法やカウンセリングではなく、暴力についての情報提供とそれについての対応スキル等を学ぶ心理教育プログラムです。母親向けと子ども向けのプログラムがあり、毎回同じテーマについて同時並行的に学ぶことにより、さらに効果を高めることを目的としています。

「自分自身が大切な人であること」「暴力を振るわれていい人はいないこと」に気付き、「本来の自分自身の力や素晴らしさ」を取り戻していくこと、自己肯定感を高め、安心な関係を作るコミュニケーションスキルや、暴力を選択しない方法を身につけることも目的の一つです。プログラムはトレーニング（研修）をうけた特定非営利法人パープルネットさいたまインストラクター（ＮＰＯ法人女性ネット Saya－Saya 認定）が行います。

実施日：平成３０年１２月２日（日）・１２月１５日（土）・１２月２４日（月祝）
　　平成３１年１月１４日（月祝）・１月２７日（日）・２月２４日（日）

時　間：午後１時３０分～午後３時

対象児：未就学児（幼稚園等の年中・年長学年）

定　員：６組

５　パープルリボンキャンペーン

埼玉県男女共同参画推進センターでは、「女性に対する暴力をなくす運動」期間（１１月１２日～２５日）を中心に、パープルリボンをモチーフにしたタペストリーを来館する県民にご協力いただき制作・展示し、ＤＶ防止のための啓発を行っており、希望する市町村の男女共同推進センター及びＤＶ防止担当課と合同でタペストリーを制作し、全県でＤＶ防止の運動を展開するため、新座市もタペストリー制作に参加した。

実施日：平成３０年８月１日（水）～９日（木）
場　所：男女共同参画プラザエレベーターホール（にいざほっとぷらざ５階）
作成リボン数：１００個

新座市の審議会等における女性の登用状況比較表

名　　称	所　　管	H31.4.1現在 委員数内訳 女性	男性	合計	女性の比率	H30.4.1現在 委員数内訳 女性	男性	合計	女性の比率	増減 委員数 女性	男性	合計	女性の比率
新座市教育委員会	（教育総務課）	2	2	4	50.0%	2	3	5	40.0%	0	-1	-1	10.0%
新座市選挙管理委員会	（選挙管理委員会事務局）	0	4	4	0.0%	0	4	4	0.0%	0	0	0	0.0%
新座市公平委員会	（公平委員会事務職員）	1	2	3	33.3%	1	2	3	33.3%	0	0	0	0.0%
新座市監査委員	（監査委員事務局）	0	2	2	0.0%	0	2	2	0.0%	0	0	0	0.0%
新座市農業委員会	（農業委員会事務局）	2	12	14	14.3%	1	13	14	7.1%	1	-1	0	7.1%
新座市固定資産評価審査委員会	（固定資産評価審査委員会書記）	1	2	3	33.3%	1	2	3	33.3%	0	0	0	0.0%
（行政委員会）	**6　機関**	**6**	**24**	**30**	**20.0%**	**5**	**26**	**31**	**16.1%**	1	-2	-1	3.9%
新座市行財政改革推進委員会	（政策課）	3	5	8	37.5%	3	5	8	37.5%	0	0	0	0.0%
新座市基本構想総合振興計画審議会	（政策課）												
新座ブランド認定審査会	（シティプロモーション課）												
新座市観光都市にいざビジョン等審議会	（シティプロモーション課）												
新座市表彰審査会	（総務課）	0	9	9	0.0%	0	9	9	0.0%	0	0	0	0.0%
新座市行政不服審査会	（総務課）	1	2	3	33.3%	1	2	3	33.3%	0	0	0	0.0%
新座市情報公開・個人情報保護審議会	（総務課）	4	6	10	40.0%	4	6	10	40.0%	0	0	0	0.0%
新座市情報公開・個人情報保護審査会	（総務課）	1	4	5	20.0%	1	4	5	20.0%	0	0	0	0.0%
新座市資産等公開審査会	（総務課）	3	2	5	60.0%	3	2	5	60.0%	0	0	0	0.0%
新座市特別職報酬等審議会	（人事課）												
新座市公務災害補償等認定委員会	（人事課）	0	5	5	0.0%	0	5	5	0.0%	0	0	0	0.0%
新座市男女共同参画審議会	（人権推進課）	7	3	10	70.0%	7	3	10	70.0%	0	0	0	0.0%
新座いじめ問題再調査委員会	（人権推進課）												
新座市防災会議	（危機管理課）	10	32	42	23.8%	9	33	42	21.4%	1	-1	0	2.4%
新座市国民保護協議会	（危機管理課）	5	35	40	12.5%	3	35	38	7.9%	2	0	2	4.6%
新座市商工委員会	（経済振興課）	4	14	18	22.2%	4	15	19	21.1%	0	-1	-1	1.2%
新座市環境審議会	（環境対策課）	5	4	9	55.6%	4	5	9	44.4%	1	-1	0	11.1%
新座市交通安全対策会議	（交通防犯課）	3	18	21	14.3%	3	18	21	14.3%	0	0	0	0.0%
新座市空家等対策協議会	（交通防犯課）	0	10	10	0.0%	0	10	10	0.0%	0	0	0	0.0%
新座市地域公共交通会議	（交通防犯課）	4	15	19	21.1%	4	15	19	21.1%	0	0	0	0.0%
新座市放置自動車廃物判定委員会	（交通防犯課）	1	5	6	16.7%	1	6	7	14.3%	0	-1	-1	2.4%
新座市民生委員推薦会	（福祉政策課）	3	4	7	42.9%	2	5	7	28.6%	1	-1	0	14.3%
新座市地域福祉計画推進委員会	（福祉政策課）	6	9	15	40.0%	6	9	15	40.0%	0	0	0	0.0%
新座市障がい者施策委員会	（障がい者福祉課）	11	11	22	50.0%	11	11	22	50.0%	0	0	0	0.0%
新座市障がい支援区分認定審査会	（障がい者福祉課）	13	7	20	65.0%	13	7	20	65.0%	0	0	0	0.0%
新座市地域自立支援協議会	（障がい者福祉課）	13	7	20	65.0%	12	8	20	60.0%	1	-1	0	5.0%
新座市子ども・子育て会議	（こども支援課）	9	8	17	52.9%	8	9	17	47.1%	1	-1	0	5.9%
新座市児童福祉審議会	（保育課）	3	5	8	37.5%	3	5	8	37.5%	0	0	0	0.0%
新座市介護認定審査会	（介護保険課）	21	34	55	38.2%	20	35	55	36.4%	1	-1	0	1.8%
新座市介護保険事業計画等策定委員会	（介護保険課）	4	13	17	23.5%	5	13	18	27.8%	-1	0	-1	-4.2%
新座市国民健康保険運営協議会	（国保年金課）	7	8	15	46.7%	5	9	14	35.7%	2	-1	1	11.0%
新座市休日歯科応急診療所運営委員会	（保健センター）	2	7	9	22.2%	2	7	9	22.2%	0	0	0	0.0%
新座市民健康づくり推進協議会	（保健センター）	8	11	19	42.1%	8	11	19	42.1%	0	0	0	0.0%
新座市自殺対策推進協議会	（保健センター）	5	10	15	33.3%	5	10	15	33.3%	0	0	0	0.0%
新座市都市計画審議会	（まちづくり計画課）	4	9	13	30.8%	3	10	13	23.1%	1	-1	0	7.7%
新座市景観審議会	（まちづくり計画課）	0	5	5	0.0%	0	5	5	0.0%	0	0	0	0.0%
新座市ホテル等審査会	（建築開発課）	2	5	7	28.6%	1	6	7	14.3%	1	-1	0	14.3%
新座市建築紛争調停委員会	（建築開発課）	2	3	5	40.0%	2	3	5	40.0%	0	0	0	0.0%
新座市建築審査会	（建築開発課）	1	4	5	20.0%	1	4	5	20.0%	0	0	0	0.0%
新座市緑化推進協議会	（みどりと公園課）	2	12	14	14.3%	3	11	14	21.4%	-1	1	0	-7.1%

名　　称	所　　管	H31.4.1現在 委員数内訳 女性	男性	合計	女性の比率	H30.4.1現在 委員数内訳 女性	男性	合計	女性の比率	増減 委員数 女性	男性	合計	女性の比率
新座都市計画事業新座駅北口土地区画整理審議会	（新座駅北口土地区画整理事務所）	0	9	9	0.0%	0	9	9	0.0%	0	0	0	0.0%
大和田二・三丁目地区土地区画整理審議会	（大和田二・三丁目地区土地区画整理事務所）	0	8	8	0.0%	0	8	8	0.0%	0	0	0	0.0%
新座市水道事業審議会	（水道業務課）												
新座市青少年問題協議会	（生涯学習スポーツ課）	6	13	19	31.6%	7	12	19	36.8%	-1	1	0	-5.3%
新座市文化財保護審議委員会	（生涯学習スポーツ課）	0	6	6	0.0%	0	6	6	0.0%	0	0	0	0.0%
新座市社会教育委員会議	（生涯学習スポーツ課）	5	5	10	50.0%	5	5	10	50.0%	0	0	0	0.0%
新座市公民館運営審議会	（中央公民館）	9	3	12	75.0%	9	3	12	75.0%	0	0	0	0.0%
新座市立図書館協議会	（中央図書館）	7	3	10	70.0%	7	3	10	70.0%	0	0	0	0.0%
新座市入学準備金・奨学金貸付審査委員会	（学務課）	0	5	5	0.0%	0	5	5	0.0%	0	0	0	0.0%
新座市立学校通学区域検討委員会	（学務課）												
新座市いじめ問題対策連絡協議会	（教育相談センター）	3	13	16	18.8%	4	12	16	25.0%	-1	1	0	-6.3%
新座市いじめ問題対策審議会	（教育相談センター）	3	3	6	50.0%	3	3	6	50.0%	0	0	0	0.0%
新座市就学支援委員会	（教育相談センター）	22	8	30	73.3%	21	10	31	67.7%	1	-2	-1	5.6%
（執行機関の附属機関）	53　機関	222	417	639	34.7%	213	427	640	33.3%	9	-10	-1	1.5%
合　　計		228	441	669	34.1%	218	453	671	32.5%	10	-12	-2	1.6%

★は新たに執行機関の附属機関として位置付けられたもの

事業所に対する「男女共同参画推進に関するアンケート」集計結果

平成31年4月報告

実施時期	平成30年11月	
実施対象	指名業者登録（2年ごと）を申請する事業所	
回答	【総数】 603件	
質問内容	1　業種区分 2　従業員 3　女性従業員活用の取組について 4　仕事と家庭の両立支援の取組について	5　セクシュアル・ハラスメント防止の取組について 6　パワー・ハラスメント防止の取組について 7　男女共同参画社会実現に向けての意見・要望
その他	・調査年によって、調査項目を設けていないものがある ・各年回答数　平成19年　2，068件、平成21年　1，019件、平成23年　856件、平成25年　777件、平成27年　817件、平成28年　587件 ※　本市が平成21年から埼玉県の電子入札共同システムに参加したため、市に直接登録申請をする業者が減少し、アンケート回答数も減少した。	

1 業種区分

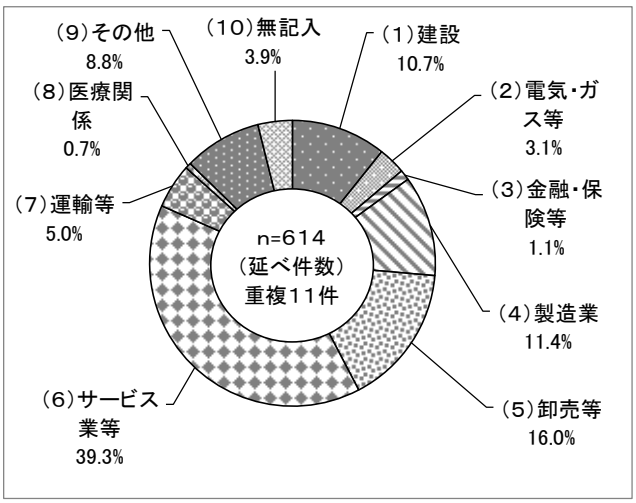

⑴　建設　66件（10．7%）
⑵　電気・ガス等　19件（3．1%）
⑶　金融・保険等　7件（1．1%）
⑷　製造業　70件（11．4%）
⑸　卸売等　98件（16．0%）
⑹　サービス業等　241件（39．3%）
⑺　運輸等　31件（5．0%）
⑻　医療関係　4件（0．7%）
⑼　その他　54件（8．8%）
⑽　無記名　24件（3．9%）

2 従業員数区分

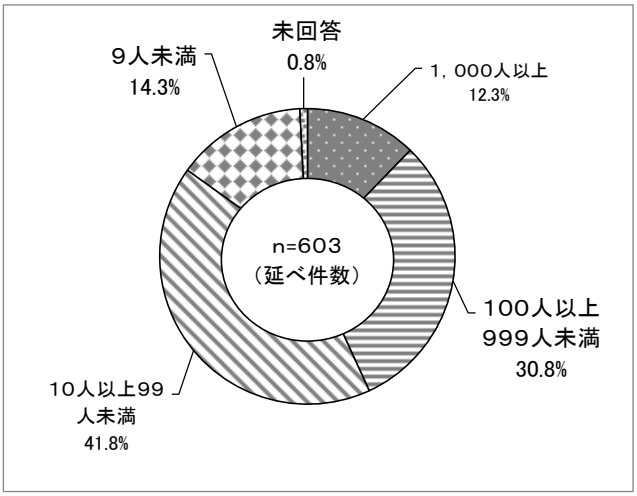

⑴　従業員数1，000人以上
　74社（12．3%）
⑵　従業員数100人以上999人未満
　186社（30．8%）
⑶　従業員数10人以上99人未満
　252社（41．8%）
⑷　従業員数9人未満
　86社（14．3%）
⑸　未回答　5社（0．8%）

3 従業員

※常時雇用：期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇用
臨時・パート労働者等で、回答日前2か月に各18日以上雇用
役員で常時勤務して毎月給与の支払いを受けている
上記に該当する他からの出向者（他への出向者は除く）

【1】常時雇用の従業員のうち、女性の割合

前回調査と比べると、「10～50%未満」の事業者は減少している一方で、「50%以上」及び「10%未満」の事業者は増加している。

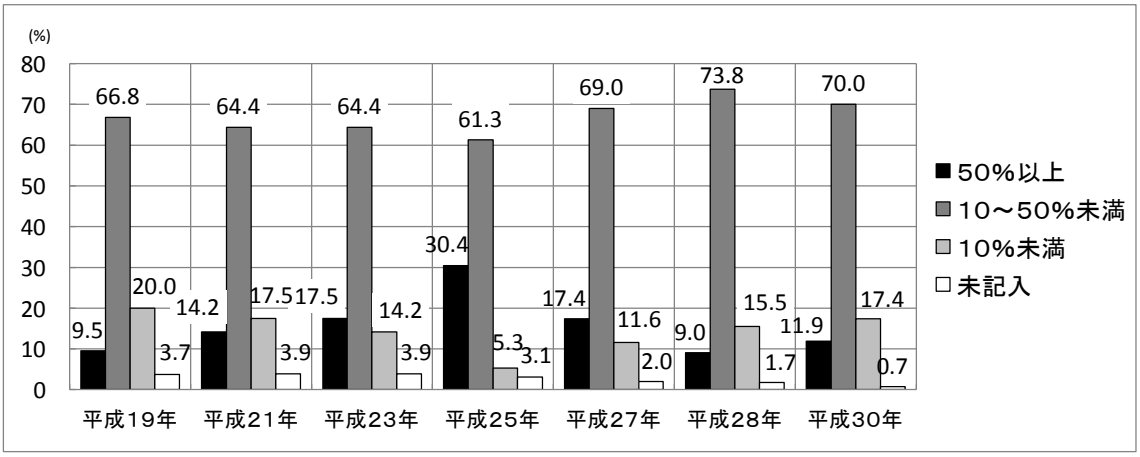

【2】正規・非正規従業員の男女内訳

前回調査と比べると、男女ともに大きな変化は見られない。

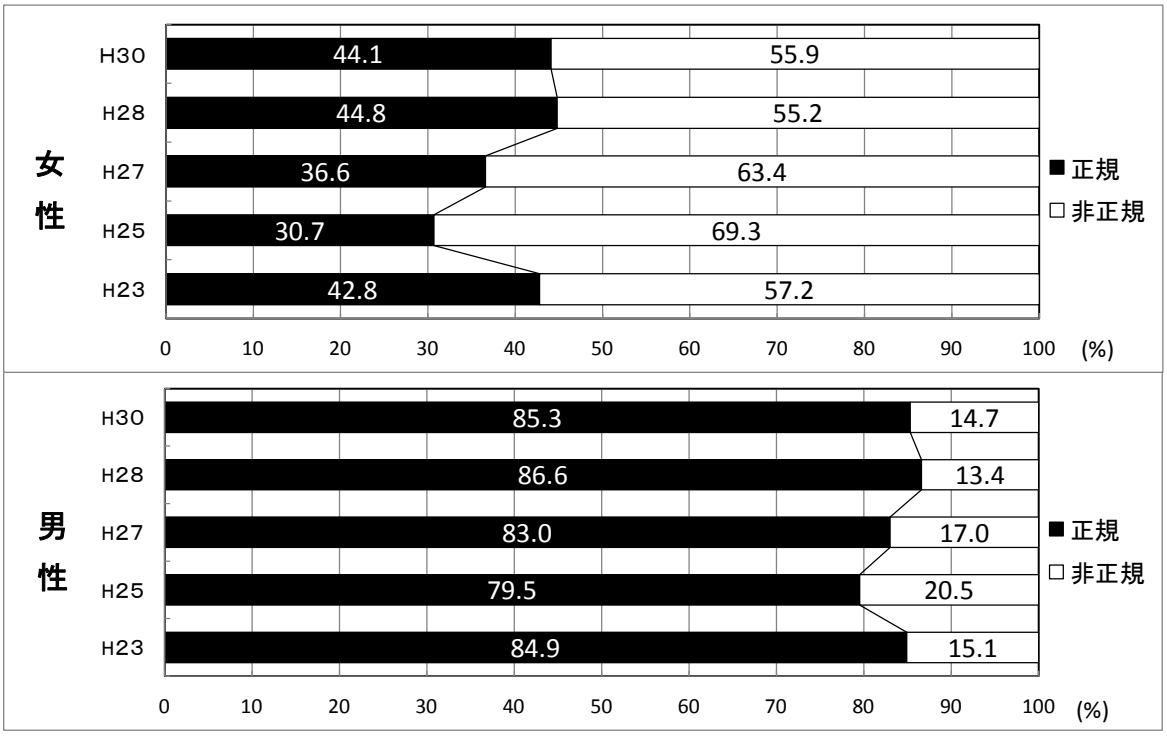

【3】管理職員のうち女性の割合

従業員数が少ない事業者は従業員数が多い事業者に比べて、女性管理職員の割合が高いが、経年変化の中では、減少している。一方、「従業員数1，000人以上」及び「従業員数100人以上999人以下」の事業者は大きく増加している。

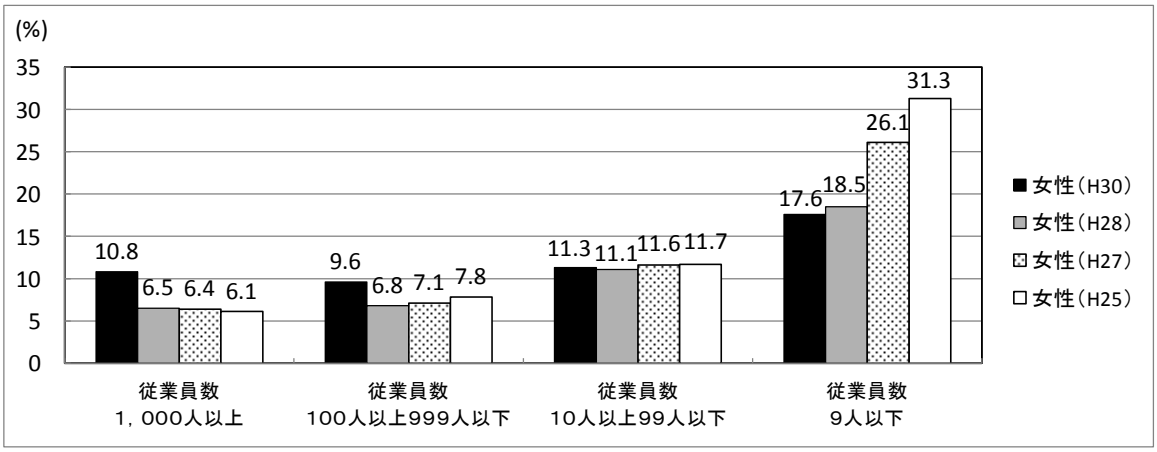

【4】役員のうち女性の割合

従業員数が少ない事業者ほど女性役員の割合が高くなっている。

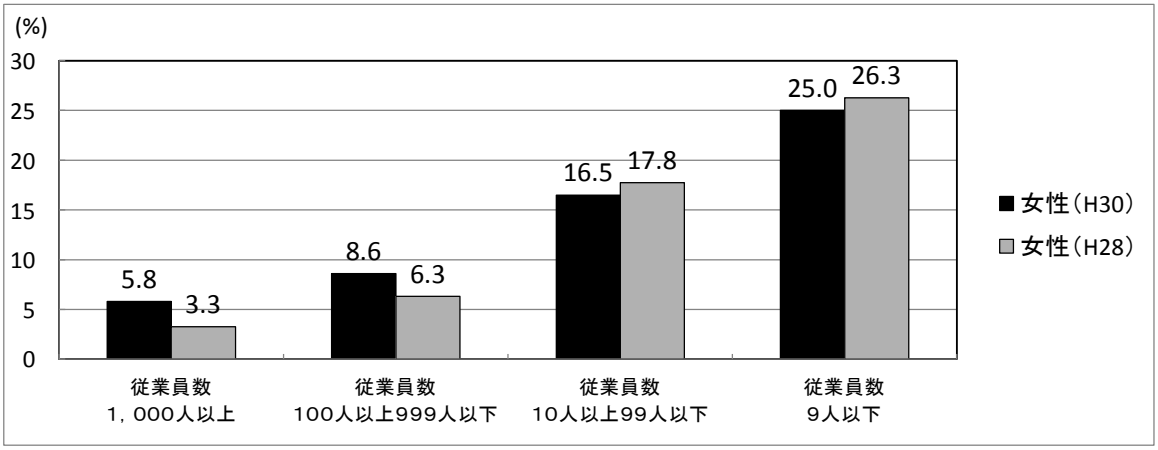

4 女性従業員活用の取組について

【1】取組別実施状況 ： ⑴から⑺の取組を実施しているか。

過去の調査と比べると、大きな変化は見られない。また「性別を問わない採用、昇進等」の実施率が最も高い。

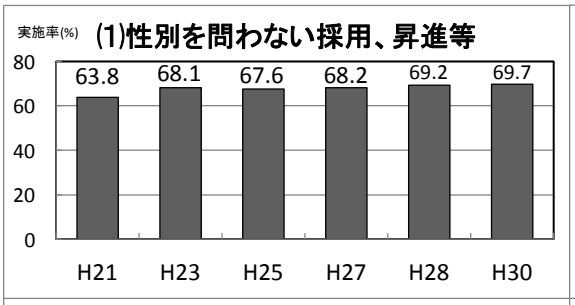

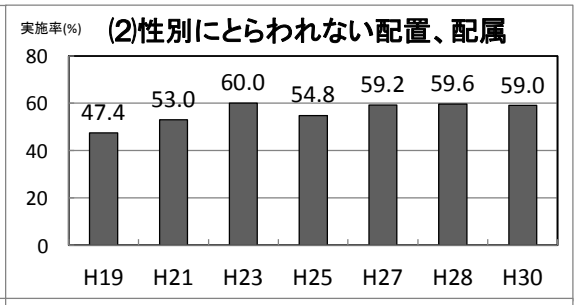

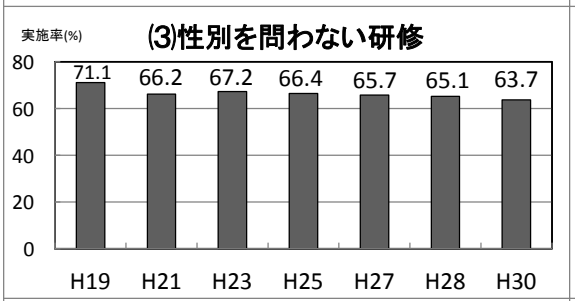

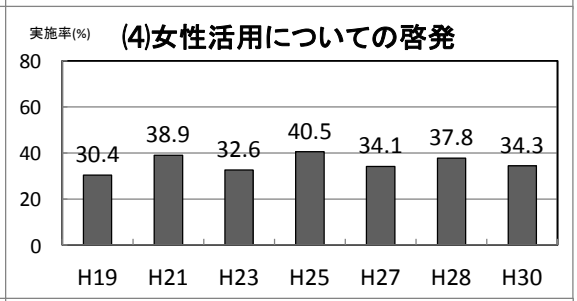

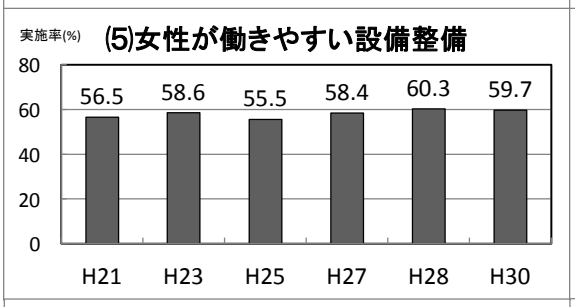

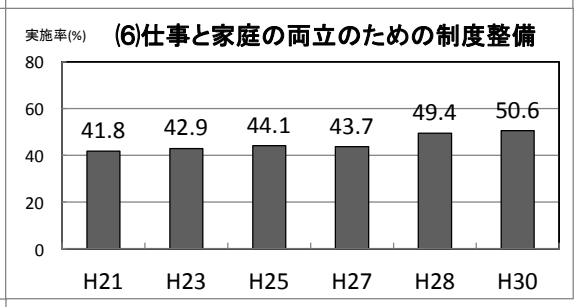

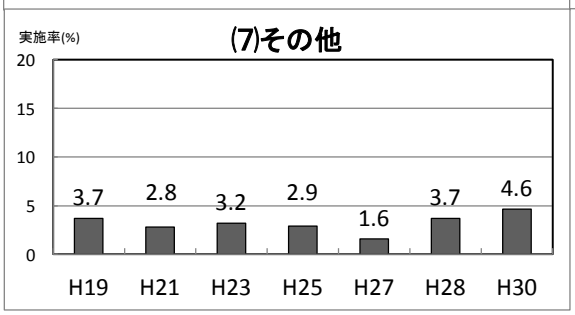

※「その他」の具体的取組（抜粋）

- 母性健康管理措置、特別休暇等の利用を社規に定めている
- えるぼし認証取得
- 育児休業期間においても希望者に対して、在宅勤務の機会を提供している
- 女性特有の病気に対する認知活動や予防を促進している
- 育児休業規定制度を制定し各部署に配布
- 復職に関する規定の制定、個人のライフイベント（結婚・出産・配偶者の転勤など）を理由に退職した従業員の復職を認める
- くるみん認定、えるぼし2段階認定
- 育児休職からの復職セミナーの開催

【2】各事業者の実施状況： ⑴から⑺の取組のうち、いくつ実施しているか。
過去の調査と比べると、大きな変化は見られない。

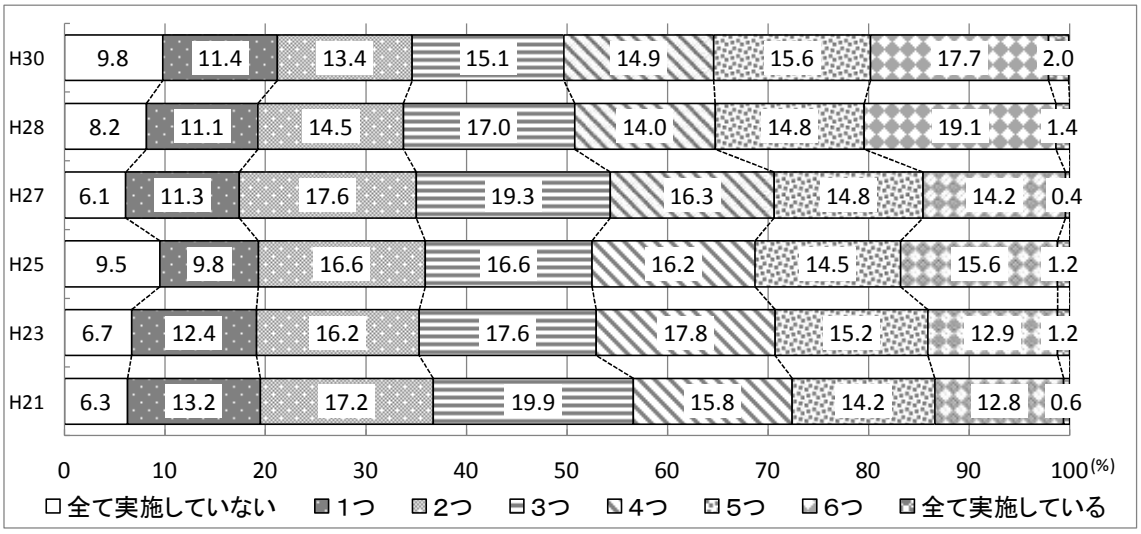

【3】従業員数別の実施状況： ⑴から⑺の取組のうち、いくつ実施しているか。
従業員数が多い事業者ほど取組数が多くなっている。

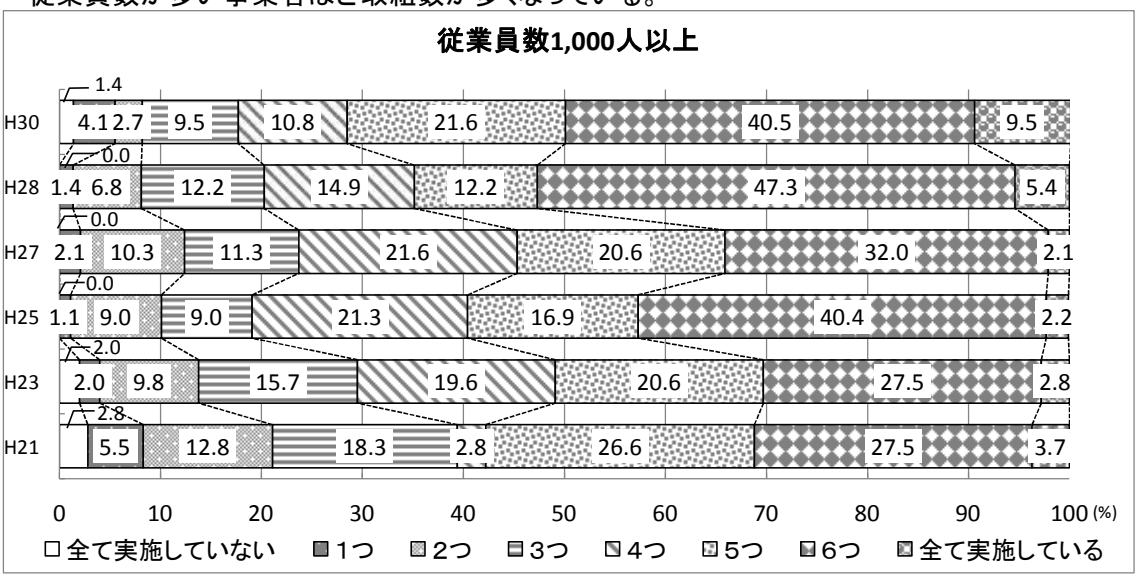

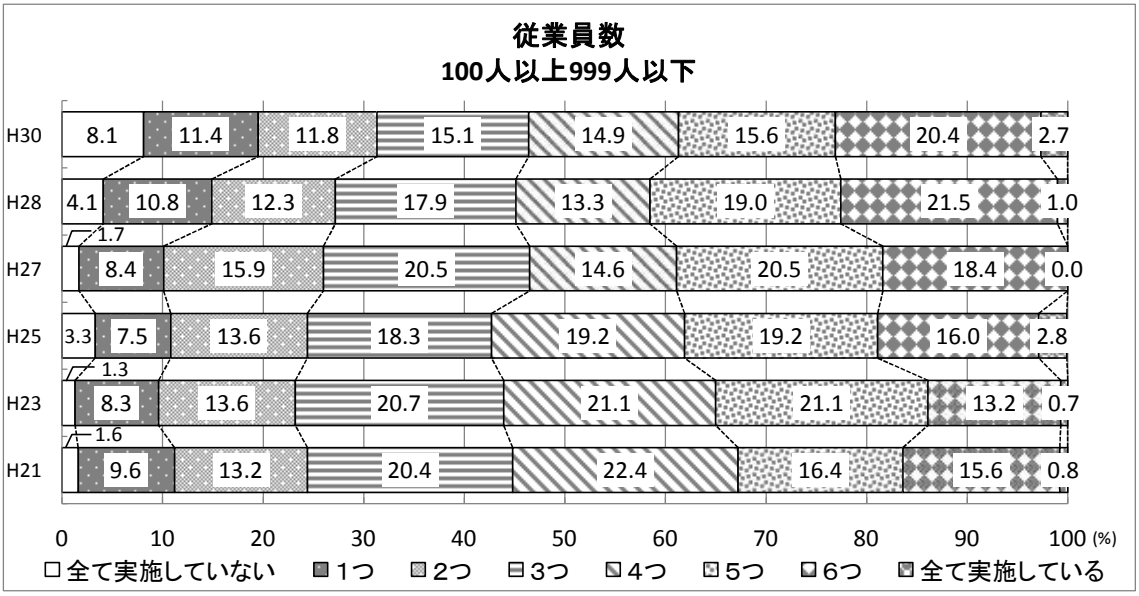

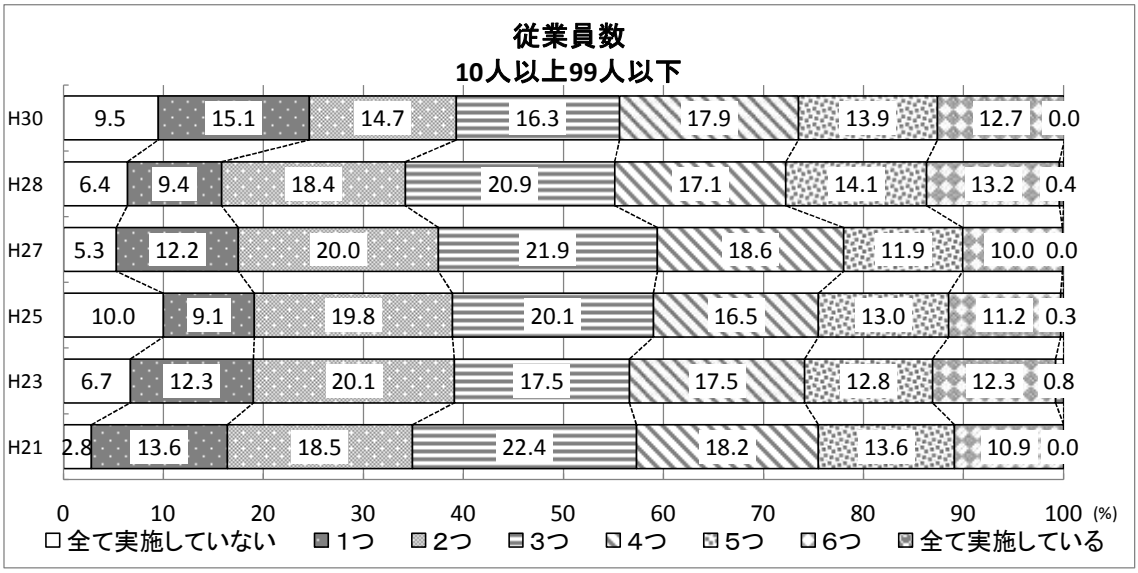
従業員数
10人以上99人以下
H30 9.5 15.1 14.7 16.3 17.9 13.9 12.7 0.0
H28 6.4 9.4 18.4 20.9 17.1 14.1 13.2 0.4
H27 5.3 12.2 20.0 21.9 18.6 11.9 10.0 0.0
H25 10.0 9.1 19.8 20.1 16.5 13.0 11.2 0.3
H23 6.7 12.3 20.1 17.5 17.5 12.8 12.3 0.8
H21 2.8 13.6 18.5 22.4 18.2 13.6 10.9 0.0
0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 (%)
全て実施していない
1つ
2つ
3つ
4つ
5つ
6つ
全て実施している

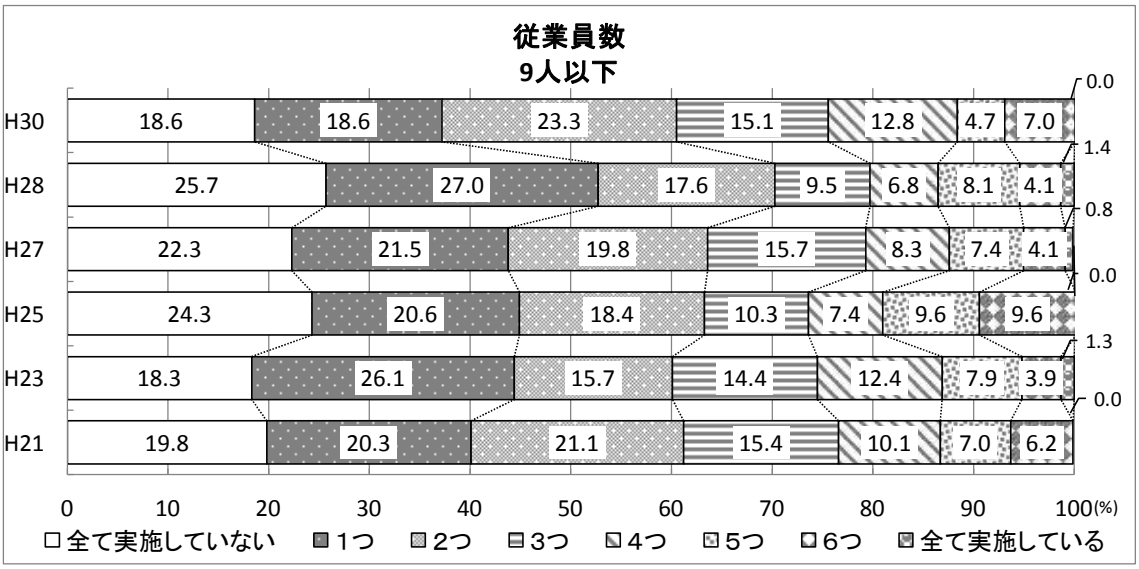
従業員数
9人以下
H30 18.6 18.6 23.3 15.1 12.8 4.7 7.0 0.0
H28 25.7 27.0 17.6 9.5 6.8 8.1 4.1 1.4
H27 22.3 21.5 19.8 15.7 8.3 7.4 4.1 0.8
H25 24.3 20.6 18.4 10.3 7.4 9.6 9.6 0.0
H23 18.3 26.1 15.7 14.4 12.4 7.9 3.9 1.3
H21 19.8 20.3 21.1 15.4 10.1 7.0 6.2 0.0
0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100(%)
全て実施していない
1つ
2つ
3つ
4つ
5つ
6つ
全て実施している

5 仕事と家庭の両立支援について

【1】取組別実施状況　：　(1)から⑽の取組を実施しているか。

過去の調査と比べると、大きな変化は見られない。また、「短時間勤務労働」の実施率が最も高い。

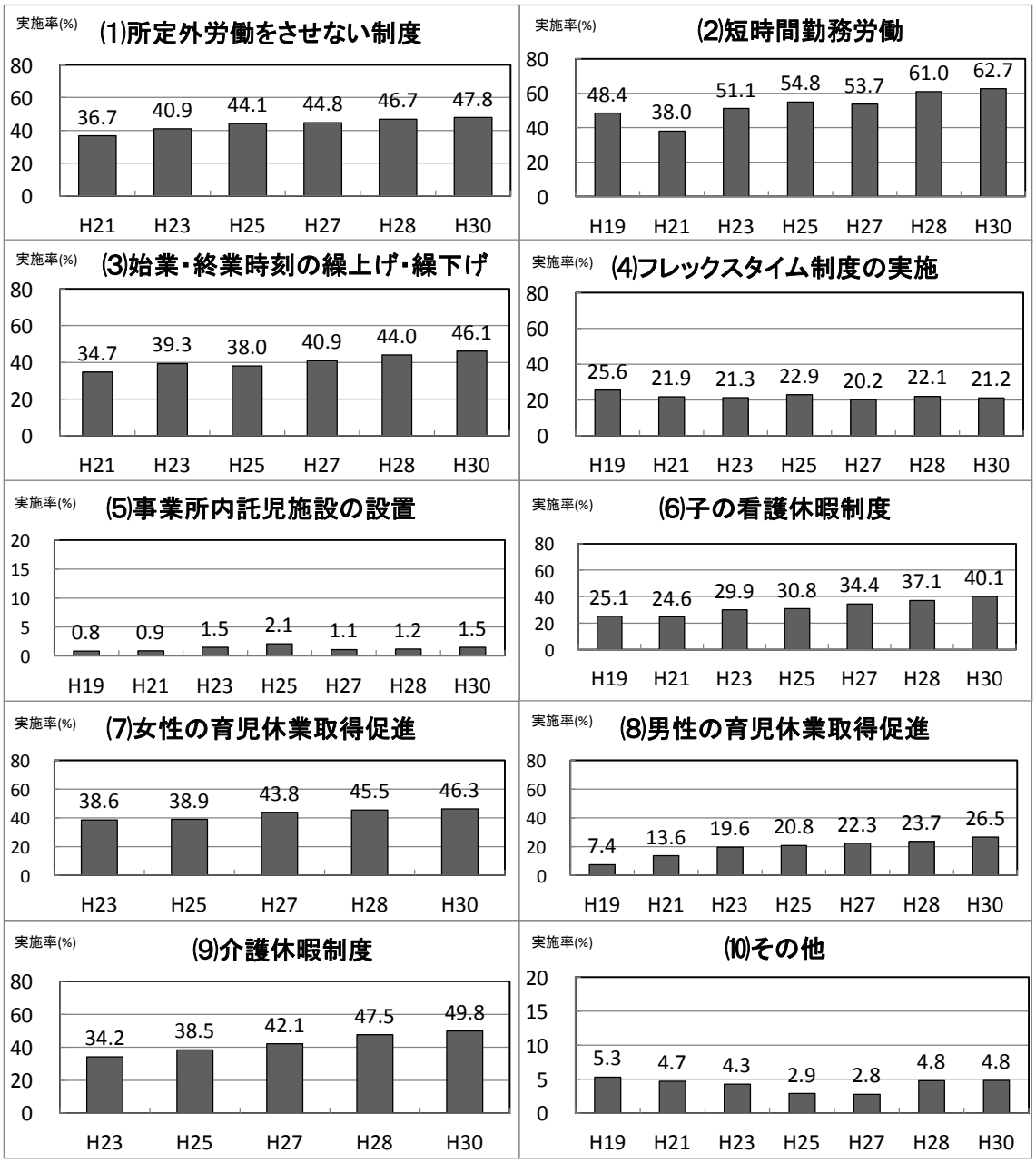

※「その他」の具体的取組（抜粋）

- 時間外労働の制限制度
- 月１回の妊婦通院休暇、配偶者出産休暇を有給扱いで取得できる
- 深夜業を制限する制度
- 育児短時間勤務の希望者を子が小学校就学前の従業員まで拡大している
- 育児・介護の両立を促進することを目的とした在宅勤務制度
- 在宅勤務制度、社会福祉活動休暇制度
- 未就学児の予防接種などによる時間単位休暇など
- 子の出生に対する休暇付与

【2】各事業者の実施状況：（1)から(10)の取組のうち、いくつ実施しているか。
過去の調査と比べて、大きな変化は見られない。

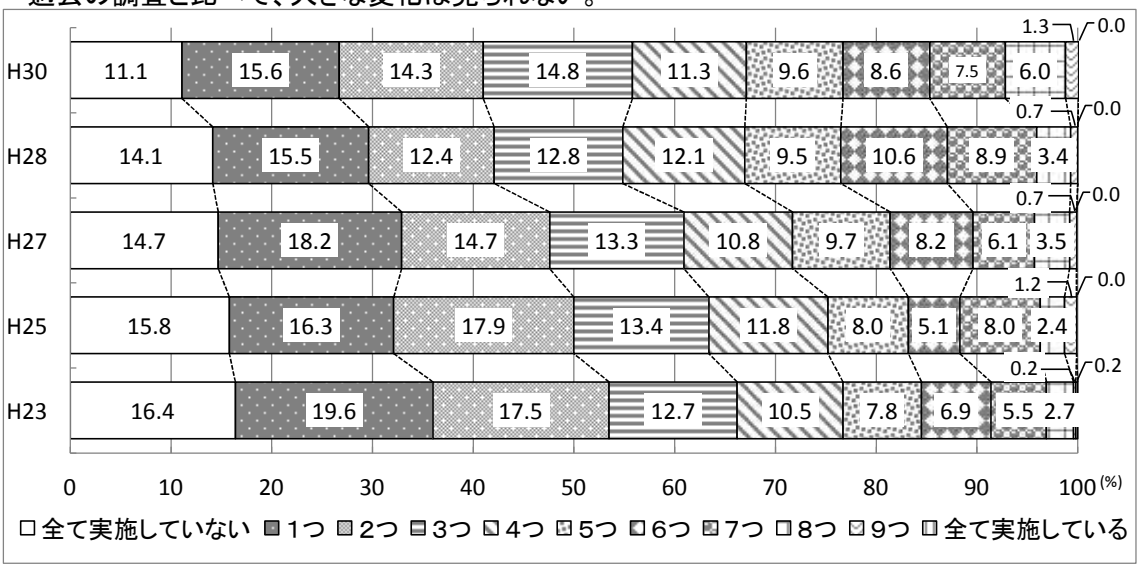

【3】従業員数別の実施状況：（1)から(10)の取組のうち、いくつ実施しているか。
従業員数が多い事業者ほど取組数が多くなっている。

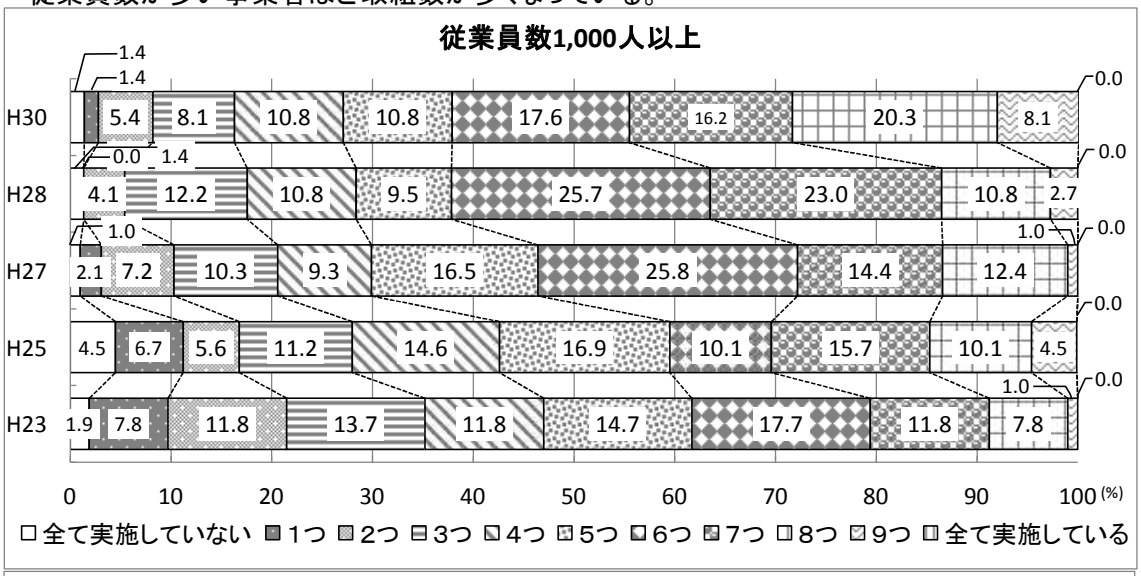

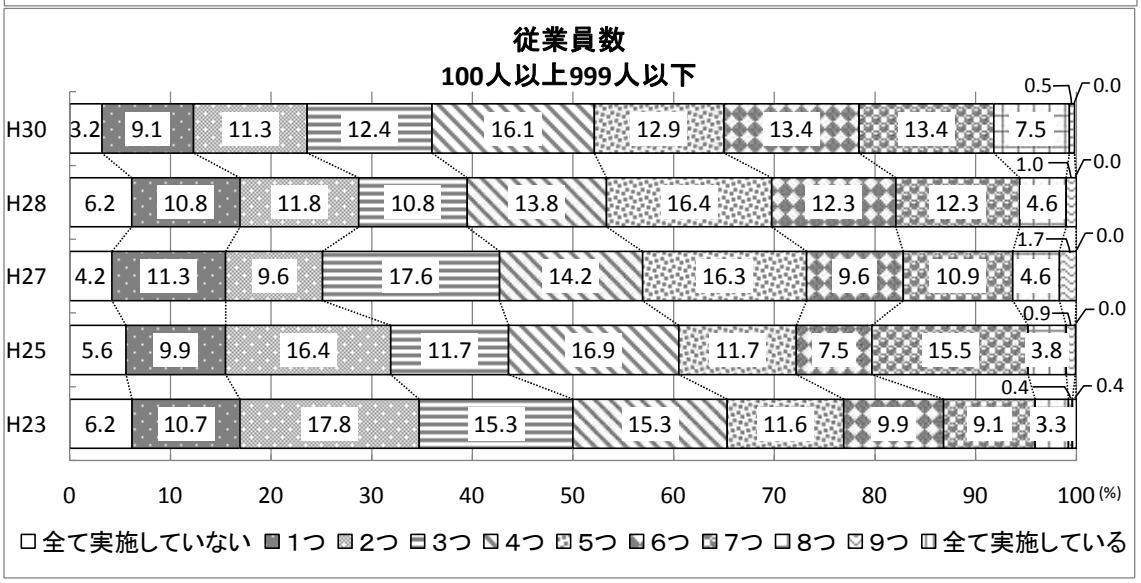

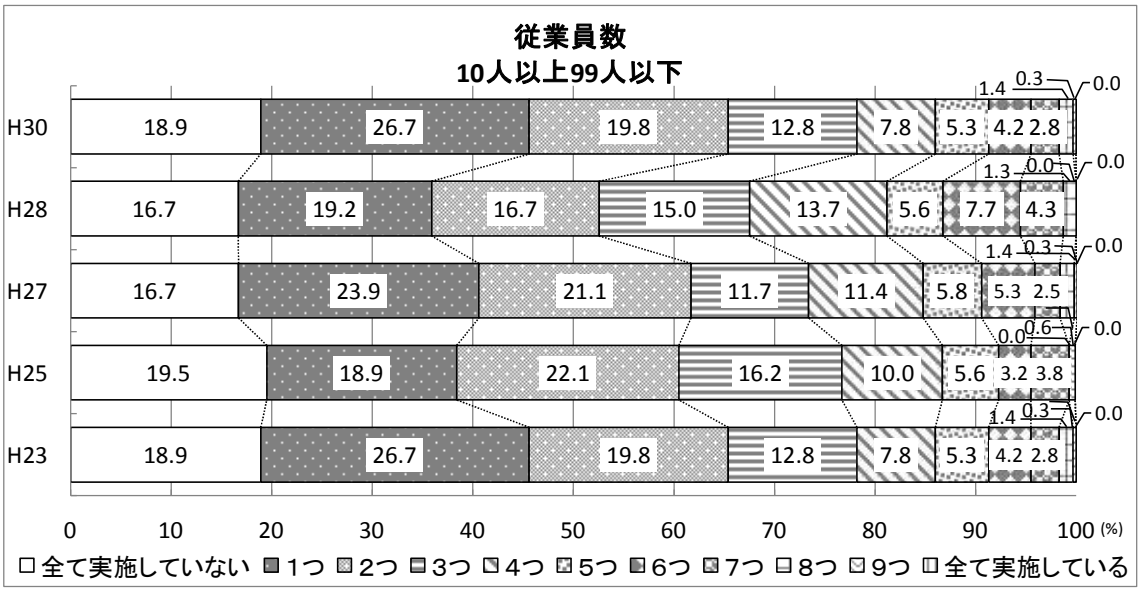
従業員数
10人以上99人以下
H30
18.9
26.7
19.8
12.8
7.8
5.3
4.2
2.8
1.4
0.3
0.0
H28
16.7
19.2
16.7
15.0
13.7
5.6
7.7
4.3
1.3
0.0
0.0
H27
16.7
23.9
21.1
11.7
11.4
5.8
5.3
2.5
1.4
0.3
0.0
H25
19.5
18.9
22.1
16.2
10.0
5.6
3.2
3.8
0.0
0.6
0.0
H23
18.9
26.7
19.8
12.8
7.8
5.3
4.2
2.8
1.4
0.3
0.0
0
10
20
30
40
50
60
70
80
90
100
(%)
全て実施していない
1つ
2つ
3つ
4つ
5つ
6つ
7つ
8つ
9つ
全て実施している

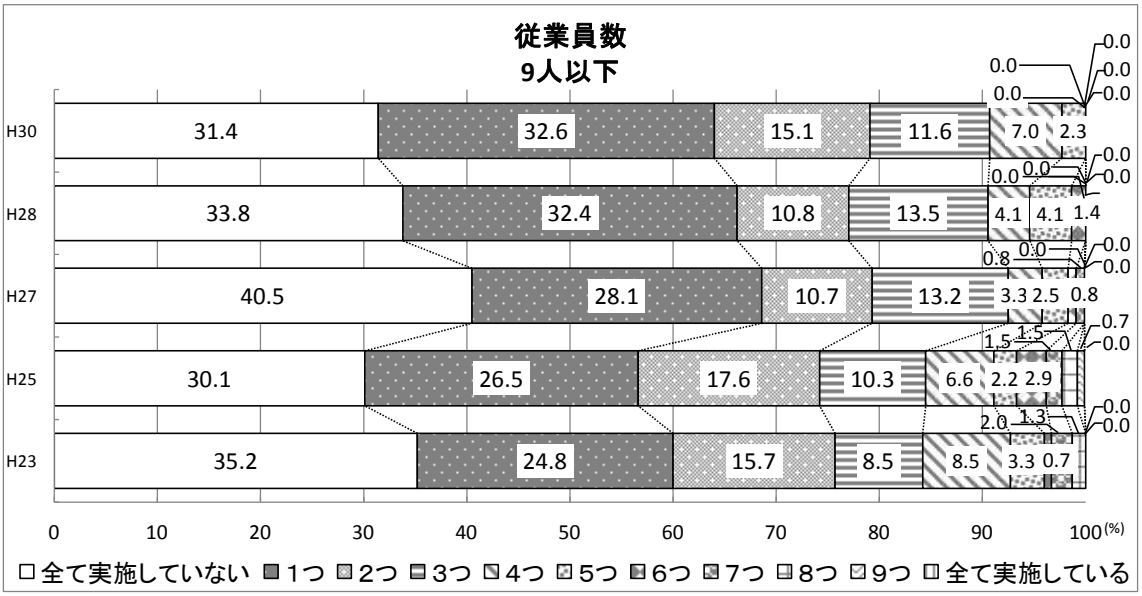
従業員数
9人以下
H30
31.4
32.6
15.1
11.6
7.0
2.3
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
H28
33.8
32.4
10.8
13.5
4.1
4.1
1.4
0.0
0.0
0.0
0.0
H27
40.5
28.1
10.7
13.2
3.3
2.5
0.8
0.8
0.0
0.0
0.0
H25
30.1
26.5
17.6
10.3
6.6
2.2
2.9
1.5
1.5
0.7
0.0
H23
35.2
24.8
15.7
8.5
8.5
3.3
0.7
2.0
1.3
0.0
0.0
0
10
20
30
40
50
60
70
80
90
100
(%)
全て実施していない
1つ
2つ
3つ
4つ
5つ
6つ
7つ
8つ
9つ
全て実施している

6 セクシュアル・ハラスメント防止の取組について

【1】取組別実施状況　：　⑴から⑸の取組を実施しているか。

過去の調査と比べると、大きな変化は見られない。また、「就業規則で禁止を規定」の実施率が最も高い。

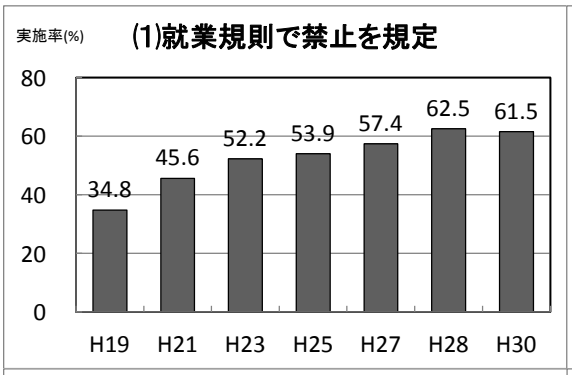

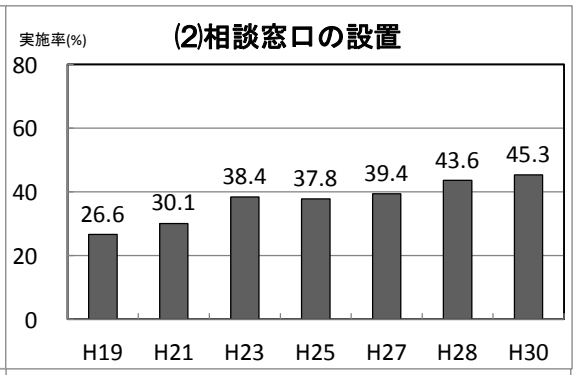

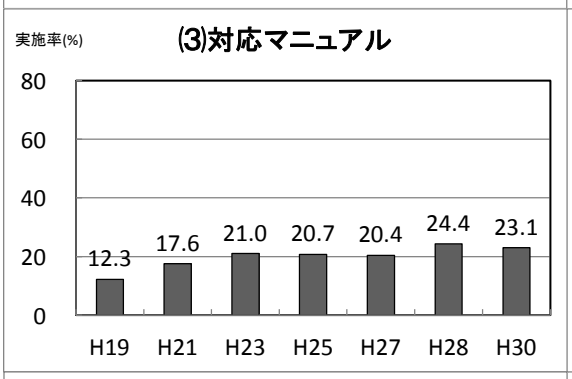

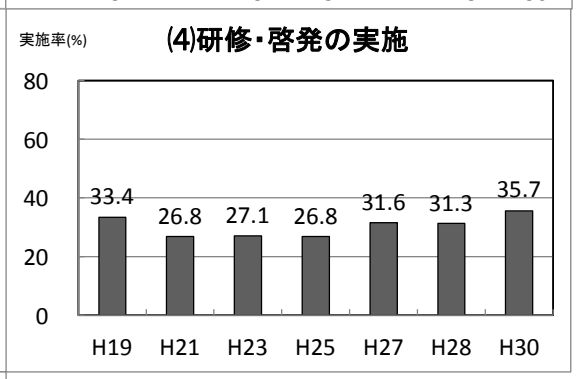

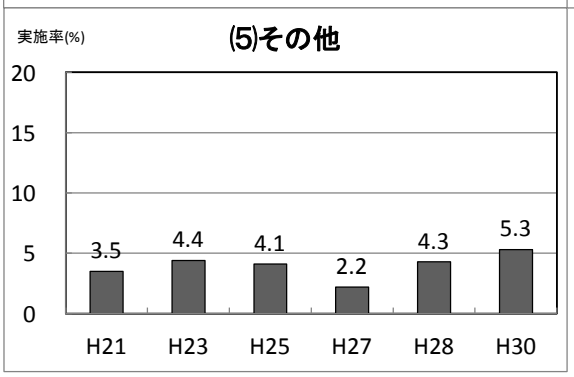

※「その他」の具体的取組（抜粋）

- 各部署にハラスメント防止の方針を掲示している
- コンプライアンス指針でハラスメントの禁止を定めている
- ハラスメント全般において規程及び啓発内容を社員全員が確認出来るよう社内掲示している
- 相談窓口担当者は相談業務について研修を受けている
- 事業所外に相談窓口を設置している
- 新聞やテレビで取りあげられた事例について話をしてお互いに気をつける
- 会社内や会社外に相談窓口を設けている
- 本社人事課と事業部に相談窓口を設置している
- ホームページによる注意喚起、通達、社員への冊子配布（行動基準）

【2】各事業者の実施状況： ⑴から⑸の取組のうち、いくつ実施しているか。
「全て実施していない」事業者の割合は減少傾向にある。

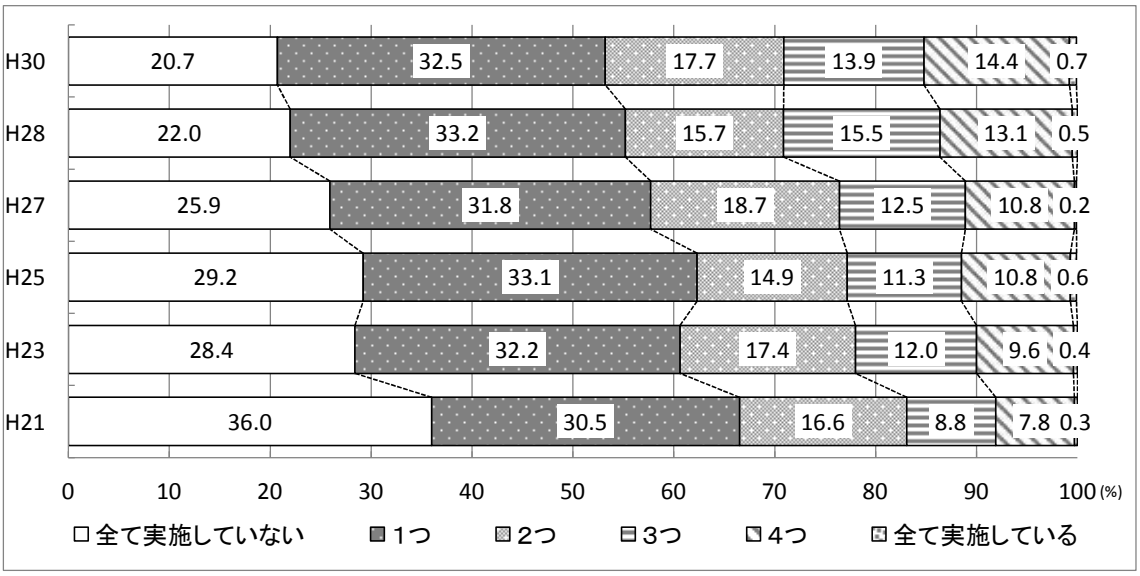

【3】従業員数別の実施状況： ⑴から⑸の取組のうち、いくつ実施しているか。
従業員数が多い事業者ほど取組数が多くなっている。

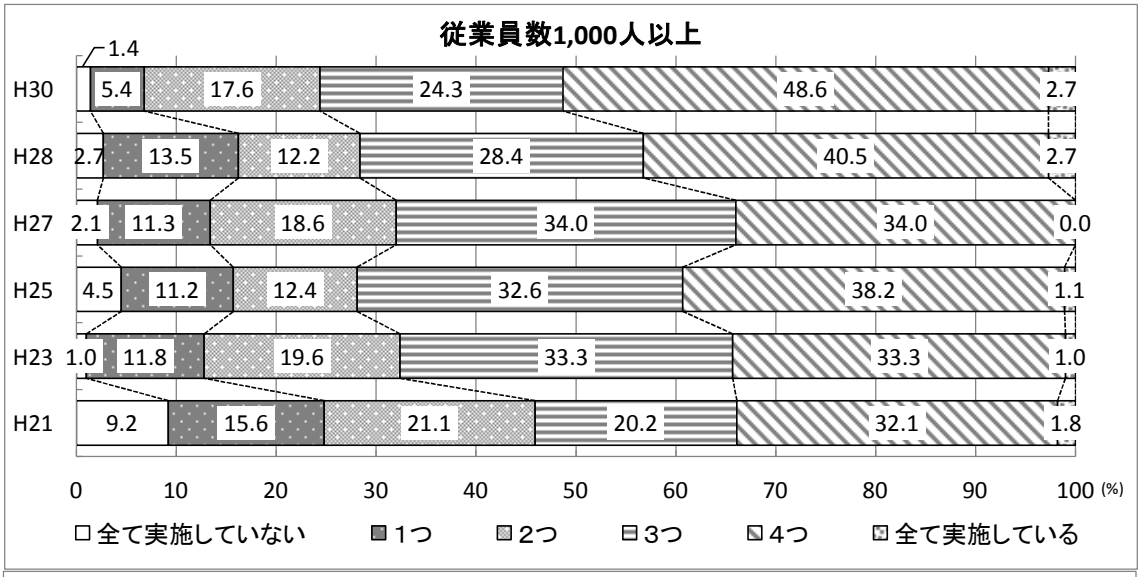

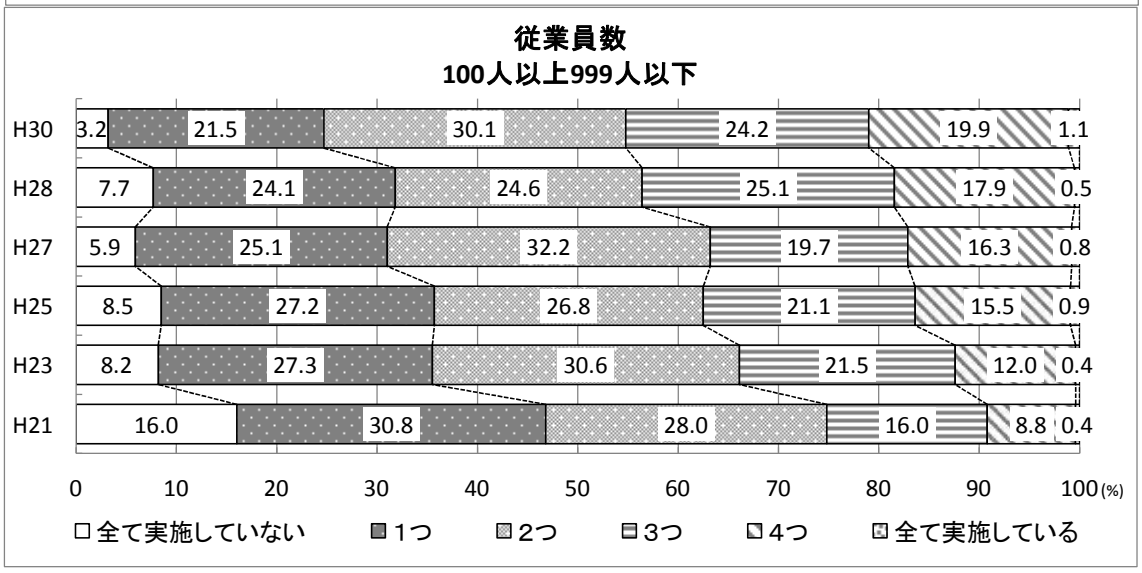

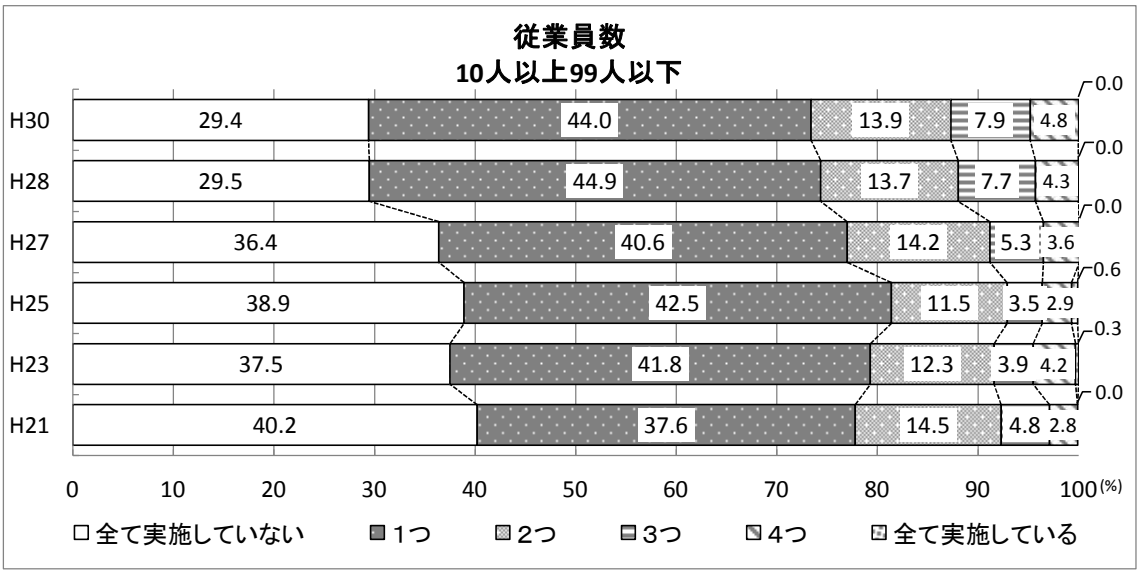
従業員数
10人以上99人以下
H30
29.4
44.0
13.9
7.9
4.8
0.0
H28
29.5
44.9
13.7
7.7
4.3
0.0
H27
36.4
40.6
14.2
5.3
3.6
0.0
H25
38.9
42.5
11.5
3.5
2.9
0.6
H23
37.5
41.8
12.3
3.9
4.2
0.3
H21
40.2
37.6
14.5
4.8
2.8
0.0
0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 (%)
全て実施していない
1つ
2つ
3つ
4つ
全て実施している

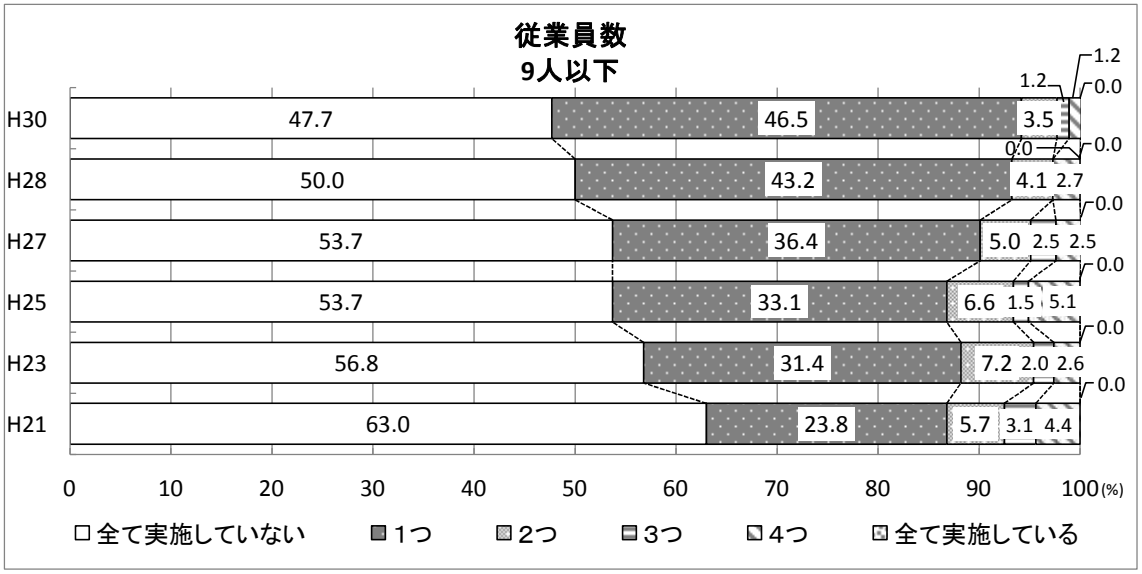
従業員数
9人以下
H30
47.7
46.5
3.5
1.2
0.0
1.2
H28
50.0
43.2
4.1
2.7
0.0
0.0
H27
53.7
36.4
5.0
2.5
2.5
0.0
H25
53.7
33.1
6.6
1.5
5.1
0.0
H23
56.8
31.4
7.2
2.0
2.6
0.0
H21
63.0
23.8
5.7
3.1
4.4
0.0
0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 (%)
全て実施していない
1つ
2つ
3つ
4つ
全て実施している

7 パワー・ハラスメント防止の取組について

【1】取組別実施状況　：　⑴から⑸の取組を実施しているか。

過去の調査と比べると、大きな変化は見られない。また、「就業規則で禁止を規定」の実施率が最も高い。

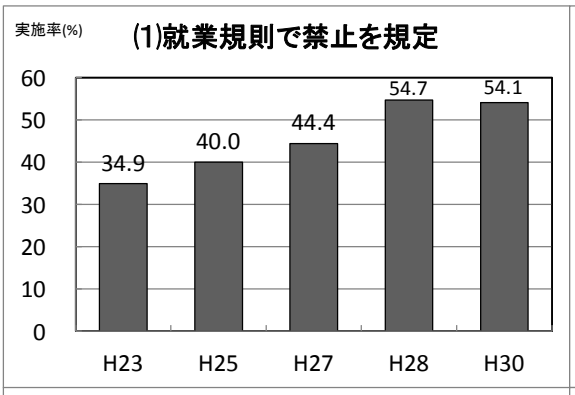

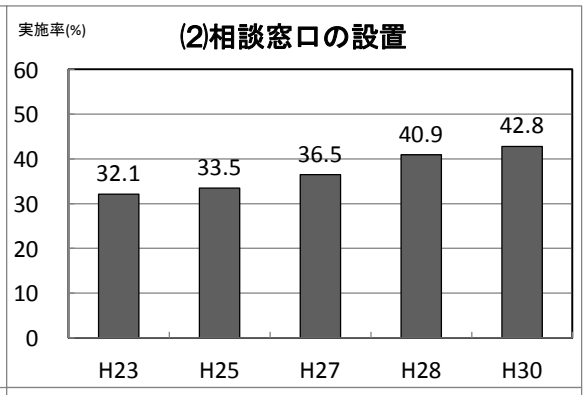

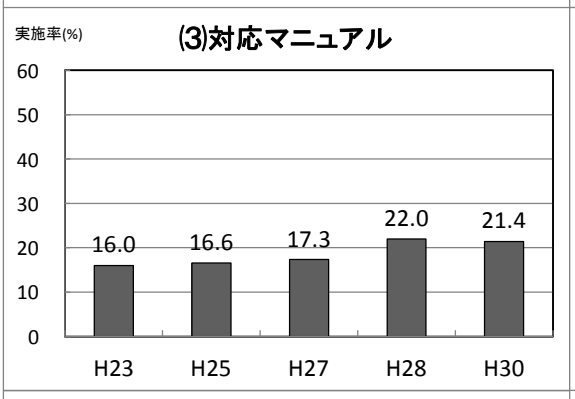

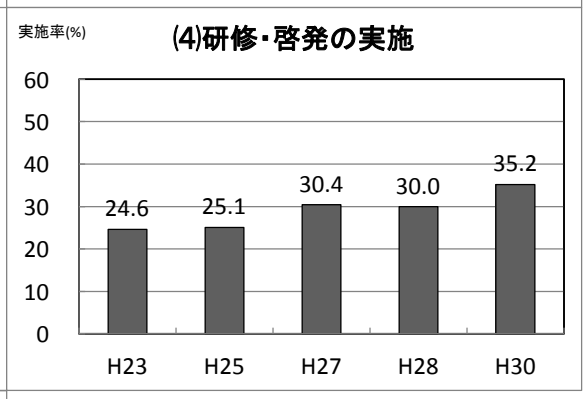

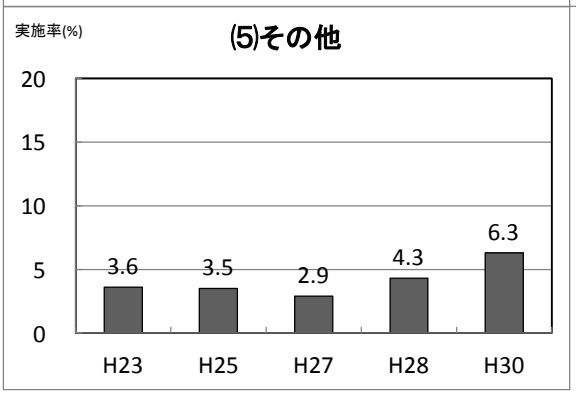

※「その他」の具体的取組（抜粋）

- 各部署にハラスメント防止の方針を掲示している
- コンプライアンス指針でハラスメントの禁止を定めている
- ハラスメント全般において規程及び啓発内容を社員全員が確認出来るよう社内掲示している
- 相談窓口担当者は相談業務について研修を受けている
- 事業所外に相談窓口を設置している
- 総務部において相談受け入れ体制がある
- 新聞やテレビで取りあげられた事例について話をして気をつけるようにしている
- 定期的なアンケートや役員が全国各部署全てに対し従業員との意見交換会をしている
- 本社人事課と事業部に相談窓口を設置している

【2】各事業者の実施状況： ⑴から⑸の取組のうち、いくつ実施しているか。
「全て実施していない」事業者の割合が減少傾向にある。

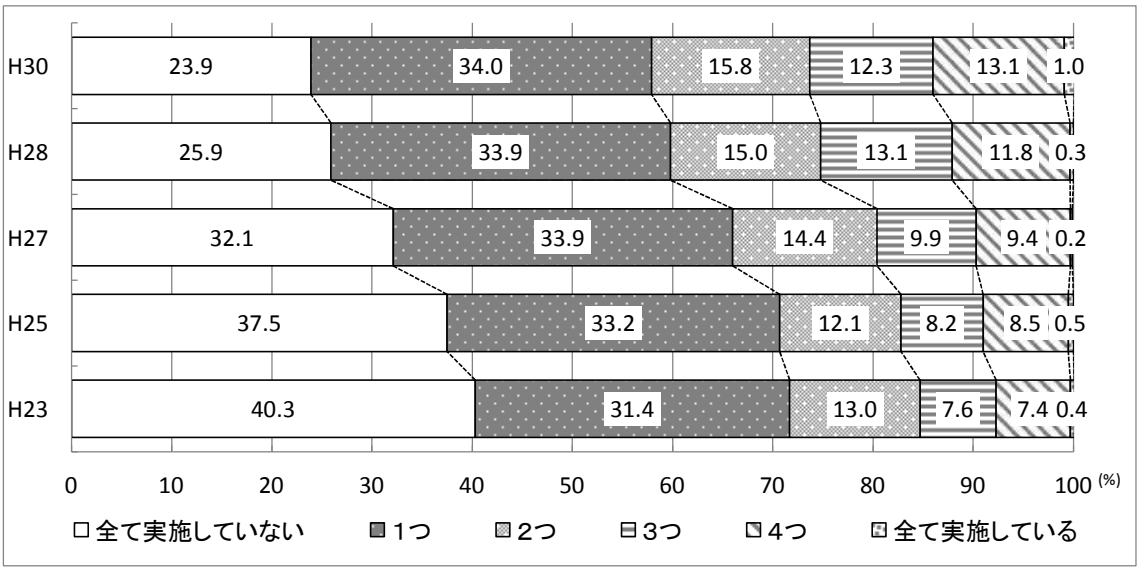

【3】従業員数別の実施状況： ⑴から⑽の取組のうち、いくつ実施しているか。
従業員数が多い事業者ほど取組数が多くなっている。

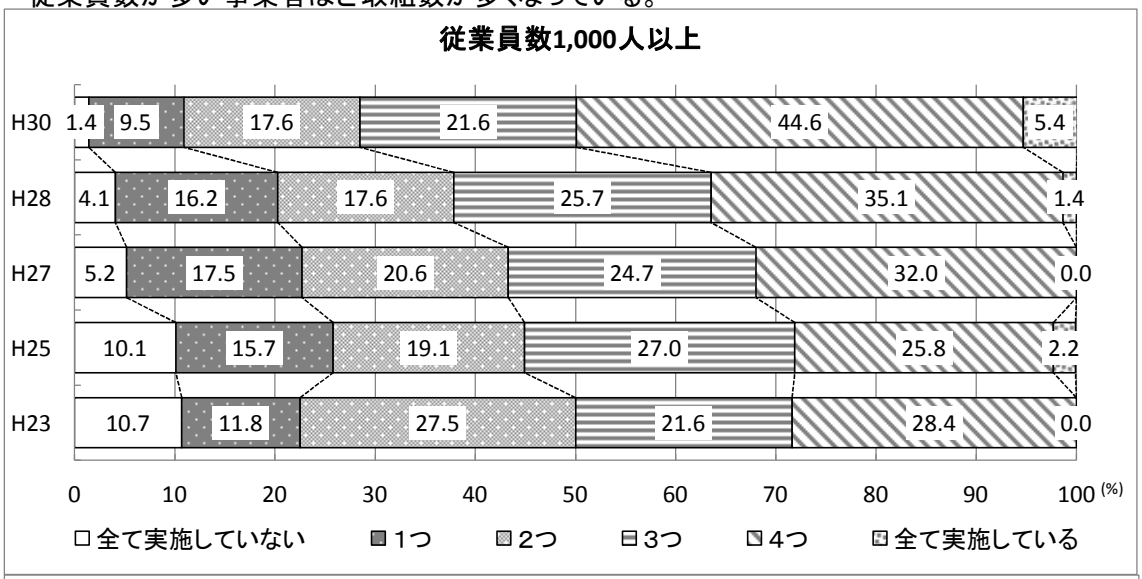

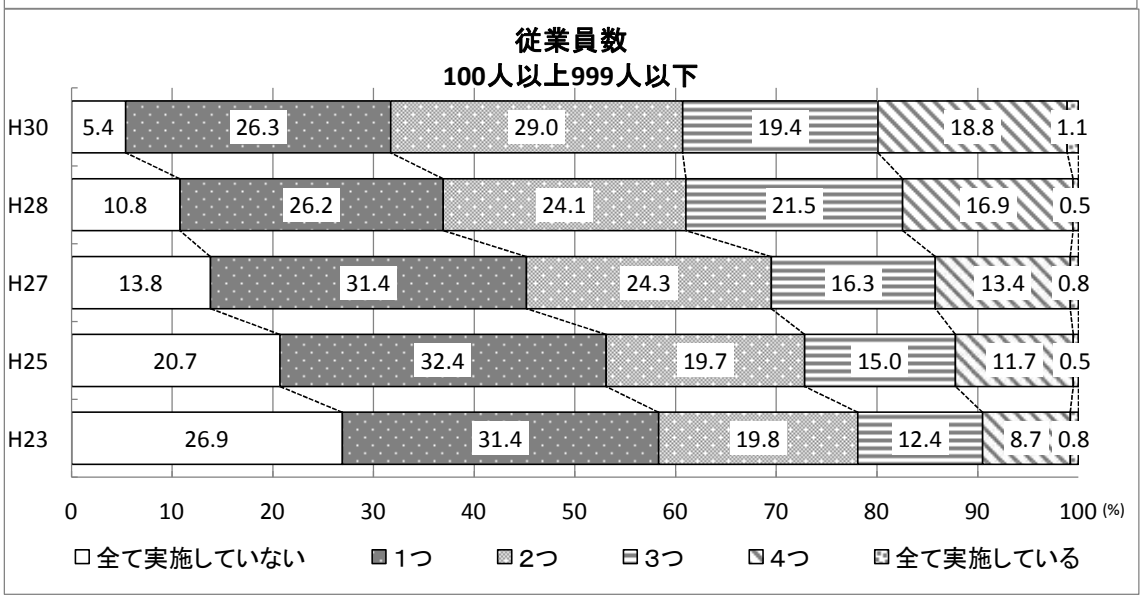

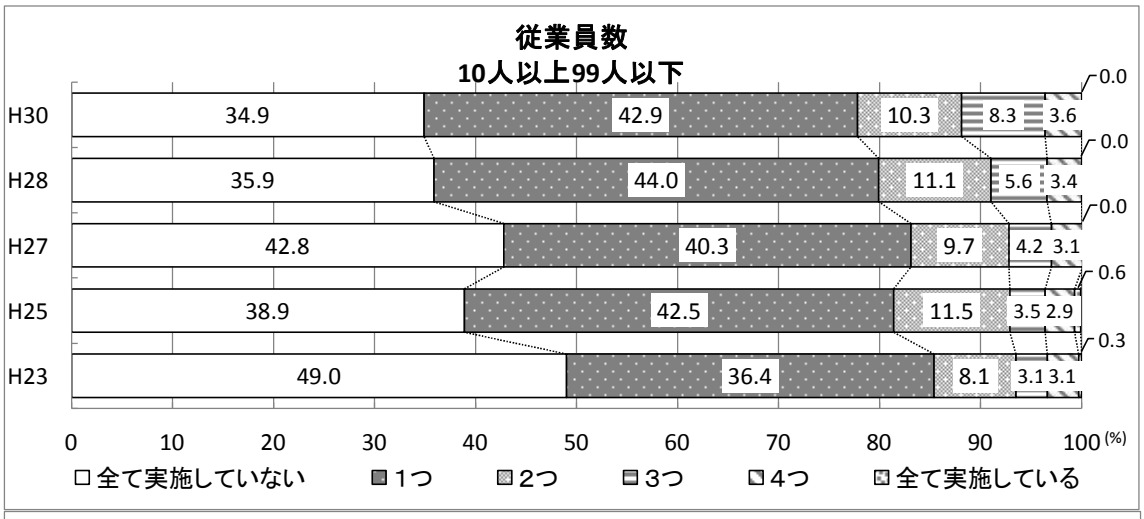

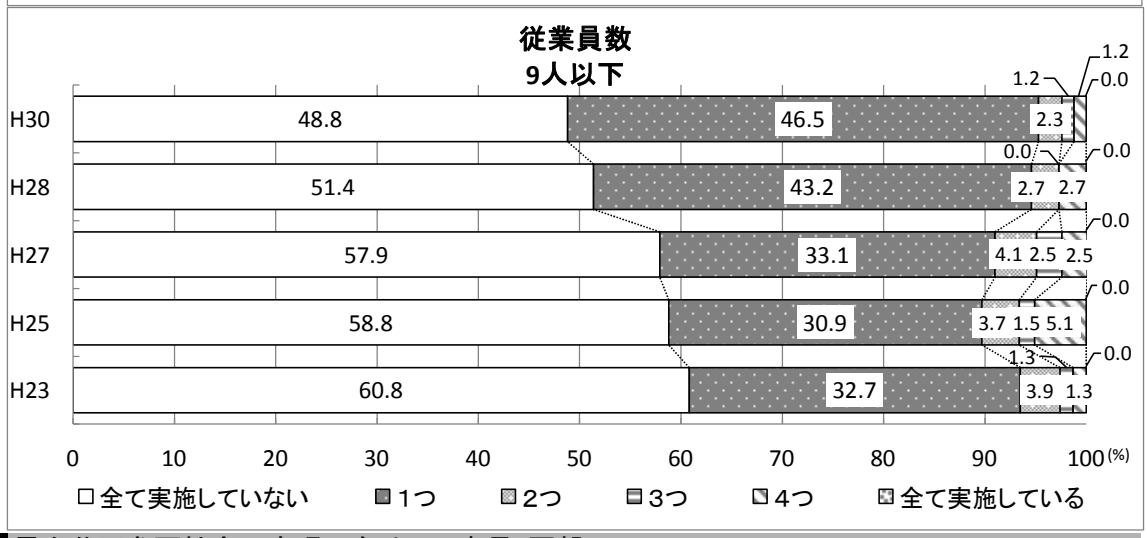

8 男女共同参画社会の実現に向けての意見・要望

- すべての個人が個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、性別・年代にかかわらずあらゆる人々の理解を深めていく取り組みを自治体から発信していくことを期待しています。
- 弊社は育児休業が3歳に対するまで取得可と、法定を上回って整備していますが、保育園の入園が決まらない、直前になるまでわからないと社員も会社も復帰計画が立てにくく困っています。是非まちづくりの一環で力を入れていただきたいです。
- ワーク・ライフバランスのもと、育児・介護休暇制度等の利用により、仕事と家庭を両立させながらいつまでも働くことができる体制作りと、支援制度についての周知、相談窓口の充実に取り組んでほしい。
- 男女共同参画というと、女性が男性の仕事を男性と同じようにこなすことを求められているように勘違いしてしまいましたが、男女や年齢などの差があって当たり前という共通の認識を得られたら、より多様で新しい発想が生まれてくるのだと思います。まずは、お互いのことを知る機会を増やす為にも、色々なイベント情報を発信していっていただけたらと思います。
- 男女共同参画社会の実現にあたり、企業の自助努力はもちろん必要ですが、各自治体におかれましては、女性も男性も働きやすい生活環境を整えていくことを重点に置いて頂きたいです。例えば、子育て中の夫婦がともにキャリアを手にしたいと考える時、やはり家事・育児の分担等、生活面の問題に直面することも少なくありません。自治体によっては保育施設の不足も問題になっています。働き方改革による労働環境の改選で就業と生活との両立は今よりも進むことと思いますが、生活環境を理由に一方がキャリアを諦めざるを得ない、そういった事が無いような政策・まちづくりを行っていただき、企業活動・個人のキャリア形成・社会活躍をバックアップして頂けたらと思います。
- 当社の従業員も子育てしながらの就労は大変な苦労があります。育児休業や時短の働き方だけではどうにもできないところがありもっと保育所を入りやすくしてほしいです。また、介護をしている従業員もおりますが、介護のための休暇を国の制度的に取りやすくしてもらえるようにしてほしいです。（例えば、介護休暇制度を有給で、かつ分割して０．５日単位で取得できるような制度）

《男女共同参画推進に関するアンケート》

平成３０年１１月

新座市では、男女がお互いに人権を尊重し、ともにいきいきと暮らせる「男女共同参画社会」の実現に向けて、様々な施策を実施しています。

その取組の一つとして、このたび事業者のみなさまの取組を把握するため、アンケートを実施することとしました。

ぜひ、御協力くださるようお願い申し上げます。

【該当する項目の□にチェックするか、必要事項を記入してください。】

１　主な業種は何ですか。

□建設業　□電気・ガス・熱供給・水道業　□金融・保険業
□製造業　□卸売・小売業・飲食店　□サービス業
□運輸・情報通信業　□医療関係　□その他（　　）

２　常用労働者は何人ですか。

	正規の職員・従業員	非正規の職員・従業員	合計
女性	人	人	人
男性	人	人	人

※「常用労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことです。
- 期間を決めず、又は１か月を超える期間を決めて雇われている者。
- 日々又は１か月以内の期間を限って雇われている者のうち、前２か月にそれぞれ 18 日以上雇われた者。

※「非正規の職員・従業員」とは、「正規の職員・従業員」以外（パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託など）の職員・従業員です。

３　管理職は何人ですか。

	女性	男性
管理職	人	人

※「管理職」は、部下を持つ職務以上の者、部下を持たなくてもそれと同等の地位にある者（役員は除く）です。

４　役員は何人ですか。

	女性	男性
役員	人	人

※「役員」は、取締役・監査役、執行役員、執行役です。

５　女性従業員を活用するためにどのような取組をしていますか。（複数回答可）

□ 採用、昇進等において、性別による差異がないようにしている
□ 配属については、性別にとらわれず配置している
□ 業務に必要な知識や資格取得に係る研修を性別に関係なく実施している
□ 女性活用の重要性や必要性について啓発している
□ 女性が働きやすい設備を整備している（トイレ、更衣室など）
□ 仕事と家庭を両立させるための制度を整備している
□ その他（具体的に　　）

６　働きながら育児や介護を行う従業員に対する仕事と家庭の両立支援としてどのような取組をしていますか。（複数回答可）

□ 所定外労働をさせない制度
□ 短時間勤務制度（育児時間休暇、育児短時間勤務など）
□ 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ（部分休業など）
□ フレックスタイム制度の実施
□ 事業所内託児施設の設置
□ 子の看護休暇制度
□ 女性の育児休業取得促進
□ 男性の育児休業取得促進
□ 介護休暇制度（短期介護休暇も含む）
□ その他（具体的に　　）

７　セクシュアル・ハラスメント防止のためにどのような取組をしていますか。（複数回答可）

□ 就業規則等にセクシュアル・ハラスメント禁止を規定している
□ 事業所内に相談窓口を設置している
□ セクシュアル・ハラスメント発生時の対応マニュアルを作成し対応している
□ 事業所内研修を実施して啓発している
□ その他（具体的に　　）

８　パワー・ハラスメント防止のためにどのような取組をしていますか。（複数回答可）

□ 就業規則等にパワー・ハラスメント禁止を規定している
□ 事業所内に相談窓口を設置している
□ パワー・ハラスメント発生時の対応マニュアルを作成し対応している
□ 事業所内研修を実施して啓発している
□ その他（具体的に　　）

９　男女共同参画社会の実現に向けたまちづくりについて、ご意見、ご要望などがありましたら、記入してください。

お忙しいところ、ご協力いただきましてありがとうございました。

問合せ先：新座市総務部人権推進課
TEL 048-477-1513（直通）　FAX 048-479-2225

新座市のイメージキャラクター
「ソウキリン」

第３次にいざ男女共同参画プラン事業進捗状況報告書
（平成３０年度）

令和２年３月発行

発行　新座市総務部人権推進課
〒３５２－８６２３　新座市野火止一丁目１番１号
TEL０４８－４７７－１５１３
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.city.niiza.lg.jp/